

最終とりまとめ骨子（案）

2020年10月26日
事務局

第1章 発信者情報開示に関する検討の背景及び基本的な考え方について

1. 検討の背景等
2. 発信者情報開示の概要
 - (1) プロバイダ責任制限法における発信者情報開示制度の概要
 - (2) 発信者情報開示の実務の現状
 - (3) 現状の発信者情報開示の実務における課題
3. 検討に当たっての基本的な考え方

骨子は
変更なし

第2章 発信者情報の開示対象の拡大

第2章 具体的な検討事項
1. 発信者情報の開示対象の拡大

1. 概要
2. ログイン時情報
 - (1) 発信者の同一性
 - (2) 開示の対象とすべきログイン時情報の範囲
 - (3) 開示請求を受けるプロバイダの範囲

第3章 新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全

第2章 具体的な検討事項
2. 新たな裁判手続きの創設について
3. ログの保存に関する取扱い
4. 海外事業者への発信者情報開示に関する課題

1. 非訟手続の創設の利点と課題の整理（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点）
2. 実体法上の開示請求権と非訟手続の関係について（←第2章2.（1）新たな裁判手続きの必要性）
3. 新たな裁判手続（非訟手続）について
 - （1）裁判所による命令の創設（ログの保存に関する取扱いを含む）
（←第2章3. ログの保存に関する取扱い）
 - （2）新たな手続における当事者構造（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点 ア）
 - （3）発信者の権利利益の保護（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点 ア）
 - （4）開示要件（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点 イ）
 - （5）手続の濫用の防止（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点 ウ）
 - （6）海外事業者への対応（←第2章4. 海外事業者への発信者情報開示に関する課題）

第4章 裁判外（任意）開示の促進

第2章 具体的な検討事項
5. 裁判外（任意）開示の促進

注）←に中間とりまとめにおいて対応する部分を示した

骨子

- 発信者情報の開示対象については、プロバイダ責任制限法第4条第1項において「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって省令で定めるものをいう」と規定されている。
- 発信者情報の開示対象の範囲については、省令により定められているところ、現在定められている発信者情報以外の情報についても開示対象として追加すべきとの指摘がある。
- 開示対象となる「発信者の特定に資する情報」とは、発信者を特定（識別）するために参考となる情報一般のうち、発信者に対する損害賠償請求等の責任追及を可能とするという観点から、その『相手方を特定し、何らかの連絡を行うのに（発信者を特定するために）合理的に有用と認められる情報』とされている。
- 発信者情報の具体的内容が省令に委任されている趣旨は、「被害者の権利行使の観点からは、なるべく開示される情報の幅は広くすることが望ましいことになるが、一方において、発信者情報は個人のプライバシーに深くかかわる情報であって、通信の秘密として保護される事項であることに鑑みると、被害者の権利行使にとって有益ではあるが、必ずしも不可欠とはいえないような情報や、高度のプライバシー性があり、開示をすることが相当とはいえない情報まで開示の対象とすることは許されない。加えて、今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により、開示関係役務提供者が保有している情報であって開示請求をする者の損害賠償請求等に有用と認められるものの範囲も変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくることになると考えられるが、それらを現時点において法律中に書き尽くすことは不可能である。そこで、総務省令によって発信者情報の範囲を画することとしたものである。」とされている。
- 開示対象に関する以上のような基本的な考え方を踏まえると、サービスの多様化や環境の変化等といった制定時からの事情変化があれば、それを踏まえて、現在省令に含まれていない情報についても、開示対象の追加を検討することが適切と考えられる。「電話番号」については中間とりまとめにおいて開示対象として省令に追加することが適切であると整理され、これを踏まえ総務省令が改正済である。最終とりまとめにおいては、発信者情報の開示対象の拡大については、残る論点である「ログイン時情報」について検討を行うこととする。

骨子

- ログイン時の通信は、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信であることから、仮にそれぞれの通信の発信者が異なるにもかかわらず、ログイン時情報として、権利侵害投稿の発信者以外の者の情報が開示されてしまった場合には、当該発信者以外の者の通信の秘密やプライバシー等を侵害することとなる。
- ログイン時情報を開示する際は、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが、同一の発信者によるものである場合に限り、開示できることとする必要がある。
- 同一性については、アカウント共有などはレアケースであり、これまでと同様、同一のアカウントのログイン通信と権利侵害投稿通信は原則として同一の発信者から行われたものととらえることができるのではないかと。

これまでの主な意見

- ログイン情報について、発信者とは別人の可能性がある場合には対象とすべきでなく、同一の発信者であるという場合に限ることが必要。【北澤構成員・第3回】
- IDとパスワードを別人が使う可能性があるのは、共有アカウントの場合など極めて例外的な事情であり、普通の場合であれば、IDとパスワードを別人が使うことは考えにくいと思う。そのため、IDとパスワードを使って別人が投稿した可能性も含めて誤爆と言ってしまうと、それは投稿時のIPアドレスであっても同じようなことになってしまうので、どの点をもって誤爆の可能性を考えるべきなのかを整理すべき。【上沼構成員・第3回】
- 発信者とは別人の情報を開示してしまう現象はどのくらい回避できるのかという点については、技術的な実態を踏まえて検討していく必要がある。【大谷構成員・第3回】
- 本来、ログイン者と発信者の同一性が確保されれば十分だが、ログイン者と発信者が同一でないおそれがあるということを開示関係役務提供者が防御しないといけない状況となっているところ、このような状況を避けるためには、ログインIDは発信者情報であるとストレートに認めてしまうのがよい。ログイン者と発信者の同一性について技術的に大きなリスクがある場合には、当該リスク回避を誰がどのように担保するかという問題は残るが、その点は割り切りの問題ではないか。【丸橋構成員・第3回】
- ログインIDとパスワードが他人によって使われることは、セッションハイジャック等の極めて例外的な場合だと思われるため、常に例外的とはいえ、一定程度あり得るリスクについてだけ手当てできればよいので、例外的な問題しかないのであれば文言に落とす必要もない。【丸橋構成員・第3回】
- 同一性の判断の仕方について、過去の一部の裁判例を見るとID・パスワードが同じであっても同じ人が発信しているとは限らないというものもあったが、それではおよそ奏功しないため、同一性の判断の仕方において考慮してほしい。【上沼構成員・第7回】
- 同一性については、アカウント共有などはレアケースであり、レアケースのことを主張してきた場合にはそういう形からの立証をしていただければよく、そうでなければ基本的には同一性が認められることでよいのではないかと。【北條構成員・第7回】

これまでの主な意見

- 一般にSNSでのアカウント共有は考えられにくく、SNSでのアカウント乗っ取りに伴う投稿は、ログイン者自身による投稿と異なることを判別しやすいため、同一のアカウントのログイン通信と権利侵害投稿通信は原則として同一の発信者から行われたと考えるのが自然である。もっとも、SNS以外への書き込み(例えばマップ、掲示板等)でのアカウント共有は生じうることから、発信者への意見照会に際して、アカウントの共有・乗っ取りの可能性等について確認することなど(プロ責法ガイドライン等検討協議会のガイドラインの意見照会書の書式を用いるなど)、同一性について裁判官の心証形成に重要な情報が揃えられるような手続を整備することが望ましい。【大谷構成員・第8回後意見】
- ✓ 開示対象となるログイン情報を省令にて明確化する事で実務の混乱を防ぐことにつき賛成。この際、注釈の通り、ログイン情報は、裁判例でも判断が分かれているように、確実に投稿者の情報であるとわかる場合に限られるよう願う。【LINE株式会社・意見募集】
- ✓ 発信者(アカウント)の同一性が担保されていれば、アカウントの共有などの事情があったとしても、本人の特定に資する情報とされることに違和感はない。(省令に規定される住所や氏名について、「発信者その他侵害情報の送信に係る者」と規定されていることと同様、まずはアカウントの名義人にたどりつき、それを手がかりに発信者を特定することになると思う。)【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会・意見募集】

骨子

- 開示を可能とする情報が際限なく拡大すれば、権利侵害投稿とは関係の薄い他の通信の秘密やプライバシーを侵害するおそれが高まることから、開示が認められる条件や対象の範囲について、一定の限定を付すことが考えられる。

<補充性要件について>

- 開示が認められる場合の要件としては、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合など、侵害投稿時の通信経路を辿って発信者を特定することができない場合に限定することが適当ではないか。プロバイダ内のログ保有状況について被害者側が厳密に立証することが難しい場合の対応も考慮することが必要ではないか。

<権利侵害投稿との関連性について>

- 開示対象とすべきログイン時情報の範囲については、開示が認められる条件や対象の範囲について、権利侵害投稿との一定の関連性を有するものなど、何らかの限定を付すことが適当ではないか。その上で、プロバイダの負担への考慮から、発信者の特定に必要最小限度のものに限定することが適当ではないか。

<ログイン通信以外に含みうる情報について>

- ログイン通信以外に、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に係る情報を辿って発信者を特定することが可能な情報として、電話番号等によるSMS認証を行った際の通信に係る情報や、アカウントを取得する際の通信に係る情報等を開示の対象とすることが適当ではないか。

これまでの主な意見**<開示条件の補充性について>**

- 権利侵害投稿の通信そのものに関する情報との関係で補充性を認めるべきという点については同意見。また、ログイン時情報の範囲の限定の仕方についても、権利侵害投稿の準備行為と評価できるようなものについて何か絞りをかけるといった検討が今後も必要ではないかという点についても同意見。【垣内構成員・第3回】
- 現在の実務でもIPアドレスとタイムスタンプがある場合にログイン情報の開示を認める裁判例はないと認識しているため、ログイン情報の開示は、あくまでもIPアドレスとタイムスタンプがない場合に限定する必要がある。【北澤構成員・第3回】
- ログイン時情報の開示については、本来であれば投稿時ログの開示を求めるところ、コンテンツプロバイダにおいて投稿時ログが保存されていないために特に開示が認められる情報であるという特徴に配慮した制度設計が必要。例えば、ログイン時情報のような間接的な情報の開示は、投稿時ログの開示が奏功しない場合に限って認められるべきということ(補充性要件)を明示することも一案。【栗田構成員・第3回】
- 補充性を法律上要求すると、主張立証は難しいのではないか。現在、投稿時の情報を保有していない会社の場合、その前提で事実上進められているが、これを法律上立証しなければならなくなってしまうと、被害者側が立証できない場合もあるため、あまり厳しく要求しすぎない方がよいのではないか。投稿後のログしかない場合もあるため、一定の場合には認めるような判断ができる制度にしてほしい。【清水構成員・第7回】
- 現状、ログイン時情報は、権利侵害投稿のログがない場合で、それがないと発信者に辿りつけない場合のみに次善の策として開示が認められている。ログイン時情報は、権利侵害投稿とは別の通信であり、法的に問題ない通信の秘密を失わせるという観点から慎重に検討すべきであり、補充性のような限定をかけるべきではないか。【北澤構成員・第7回】
- 仮に補充性要件を入れるとした場合には、権利侵害投稿のログを保有していないことの証明まで求める必要はなくて、例えば、コンテンツプロバイダに対して請求等を行い、それが奏功しなかったことまでを主張立証できればよいとすることが考えられるが、判断に時間がかかるという問題もあるため、補充性要件を入れるかどうか自体検討が必要ではないか。【栗田構成員・第7回】
- 補充性について、現在はコンテンツプロバイダは大体持っていないものとしてあっさり認められていて、持っていないということを十分に話をしているわけではないため、検討が必要。例えば、予備的に最初から、投稿時のログを請求してそれがなければログイン時情報を請求するというような形にすればよいのではないか。【上沼構成員・第7回】
- 補充性の立証については請求者側にはハードルが高い。CP側で必要最小限度を明らかにするなど、CP側の判断による方法もあると思われるが、恣意的にならないように議論が必要。【北條構成員・第7回】
- 権利侵害投稿のログがあればその開示を請求し、なければ、ログイン時情報で同一性等の要件を満たすものの開示を請求すれば、請求者側の負担を軽減できるのではないか。【大谷構成員・第7回】
- 補充性の補足として、侵害投稿時情報があればそれを開示し、ない場合に限って、ログイン時情報を開示するというような制度設計をするかどうかである。一度、投稿時情報を請求して、拒絶された場合に限って、ログイン時情報を請求できるというような手順までを踏むような必要はないように思う。【栗田構成員・第7回】
- ✓ 開示範囲が際限なく広がることは、権利侵害情報と関係の薄い通信の秘密やプライバシーを侵害することとなるため、被害者の裁判を受ける権利との関係で必要最小限度になるよう、限定条件を慎重に検討する必要がある。コンテンツプロバイダにおいて投稿行為のIPアドレスや時刻を記録していない場合に補充的にログイン時情報を開示対象とする取りまとめ案は妥当。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会・意見募集】
- ✓ ログイン時情報が開示対象となるケースは、被害者救済を図るためにほかに手段がないような極めて例外的なケースに限定するとともに、このような情報を収集するプロバイダの負担にも配慮した制度設計とすべきである。【楽天株式会社・意見募集】

これまでの主な意見 (続き)**<開示が認められる条件や対象の範囲について>**

- ログイン時情報の範囲について、侵害情報の投稿直前のログに限ることを原則とするなど、一定の限定が必要。【北澤構成員・第3回】
- ログイン時情報の範囲について、直近のログに限定すると不合理な場合があると思うので、例外的に柔軟な対応ができるような制度設計が一番よいと思う。この問題が難しいのは、侵害情報をどのログインでアクセスしたか結局誰も分からない点にあるが、ログインの数はかなり量が多いためある程度制限すべきではないかと思う。【北澤構成員・第3回】
- ログイン時情報を開示対象として追加する場合、「投稿の直前」のように硬直的、形式的な基準を設定してしまうと、かえって真の発信者ではない人の情報が開示されてしまうおそれがあるため、「発信者の特定に必要なログイン時情報」のような、ある程度一般的な書き方にした方がよい。【栗田構成員・第3回】
- 侵害情報の直前の情報であれば同一の発信者による蓋然性が高いとは必ずしもいえないと思うので、直前の情報に限定するということは合理的ではないのではないか。【大谷構成員・第3回】
- 「例外的な事由がある場合に限り、ログイン用のアカウントを取得する際の通信等その他の情報も開示すべきではないか」という記載があるが、何をもって例外とするかという点もきちんと議論する必要がある。【清水構成員・第3回】
- ログイン時情報について、侵害者と同一のものであるという証明ないし疎明がされ、かつほかの情報では侵害者の特定ができないという必要性があれば、侵害情報の流通の準備行為という場合はもちろん、事後のログアウトやログイン時の情報についても、一定の条件下で開示対象としてもよいと思う。【前田構成員・第3回】
- 侵害情報投稿後のログイン記録に基づく発信者情報開示請求を認容した裁判例があるが、侵害情報の投稿者とログイン者が同一だということが証明された上で、侵害情報投稿時のログイン情報がログの保存期間等の関係から既になかったという事情があったという必要性が特に認められたことを前提に、投稿後のログイン記録についての開示を認めたようなので、そのような条件が求められるということも検討する必要があるのではないか。【前田構成員・第3回】
- ログイン時情報の開示について、侵害情報の直近のものに限定してしまうと、複数人でアクセスした場合等にはログインIPアドレスと侵害情報を投稿したIPアドレスが異なることが当然にあり得るため、発信者の特定が困難になる。そのためログイン時情報の範囲については、必要最低限度ではなく、ある程度範囲を広げた方がよい。【北條構成員・第3回】
- ログイン時情報の範囲について、直前のログインから投稿しているとは必ずしも限らず、しばらく前の別のログインから投稿しているということも往々にしてあるため、直前のログに限定してしまうと、實際上、本当にそのプロバイダが侵害情報に係る通信を媒介したのかということが分からないため、直前のログに限定すべきではない。【清水構成員・第3回】
- ログイン情報は権利侵害投稿通信の直近1件とし例外的に別のログイン情報を追加するなど外枠を明確にしておきプロバイダがどの範囲が発信者情報なのかというのを判断できないような状況になることは避けるべきではないか。【北澤構成員・第7回】
- 権利侵害投稿と最も関連性が高いもの1件と限定するほか、侵害投稿から何日以内・何週間以内という一定の時間的範囲内に限定を付すことで、請求を受けるプロバイダ側の負担を軽減することができるのではないか。【栗田構成員・第7回】
- 1件で困るかということについては、開示請求を行った場合、一定のものは特定できるが、一定のものは特定できないことがあり、特定できないケースが増えてしまうということがある。【清水構成員・第7回】
- 開示対象とする範囲について1件でできればよいが、1件とできない場合もある。明らかに権利侵害情報との深い関連性が認められないようなものを除外できるような、裁判所が判断できる手がかりがあるとよいのではないか。【大谷構成員・第7回】

これまでの主な意見 (続き)

<開示が認められる条件や対象の範囲について(続き)>

- ログイン時情報の範囲について、100件出るのは実務上それなりに理由があるので、1件にしぼるのはどうなのか。ただ、投稿時のログは1件しかないので、平仄についての検討は必要。【上沼構成員・第7回】
- ✓ ログイン時情報の範囲について、発信者の特定に合理的に最小限度のものであれば、形式的に「投稿の直前」「相当程度の時間的接着性」などにこだわる必要まではない。ただ、取りまとめ案に例示された「ログイン用のアカウントを取得する際の通信、侵害投稿が発信された後のログアウト時の通信、侵害投稿が発信された後のログイン時の通信に係るIPアドレスやタイムスタンプ等」に関しては、侵害投稿が発信された直後のログアウト時の通信はまだしも、その他の例示はもはや権利侵害情報との関係が希薄で、一度権利侵害行為を行った利用者の通信というだけで相当な範囲の通信が開示の対象になりかねないため、例示であるにしても範囲が広すぎ、やはり何らかの歯止めが必要。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会・意見募集】
- ✓ 開示の対象とすべきログイン時情報の範囲は「直前のログインに限定する」ことが適切であると考え。特に、複数のアクセスプロバイダがログインに係る通信を媒介していて、どのアクセスプロバイダが直前のログインに係る通信を媒介していたか客観的に特定が困難な場合は、一切開示を認めるべきではないと考える。実際には問題の投稿のためのログインに係る通信を媒介していないアクセスプロバイダが、ログ保存期限が残っている等の理由によりログイン時のログをたまたま保有しているだけで開示責任を負わされ、または、開示請求のターゲットとなっただけで開示責任を負わされるという不当な結果を招きかねない。【一般社団法人 テレコムサービス協会・意見募集】

<必要最小限度の範囲について>

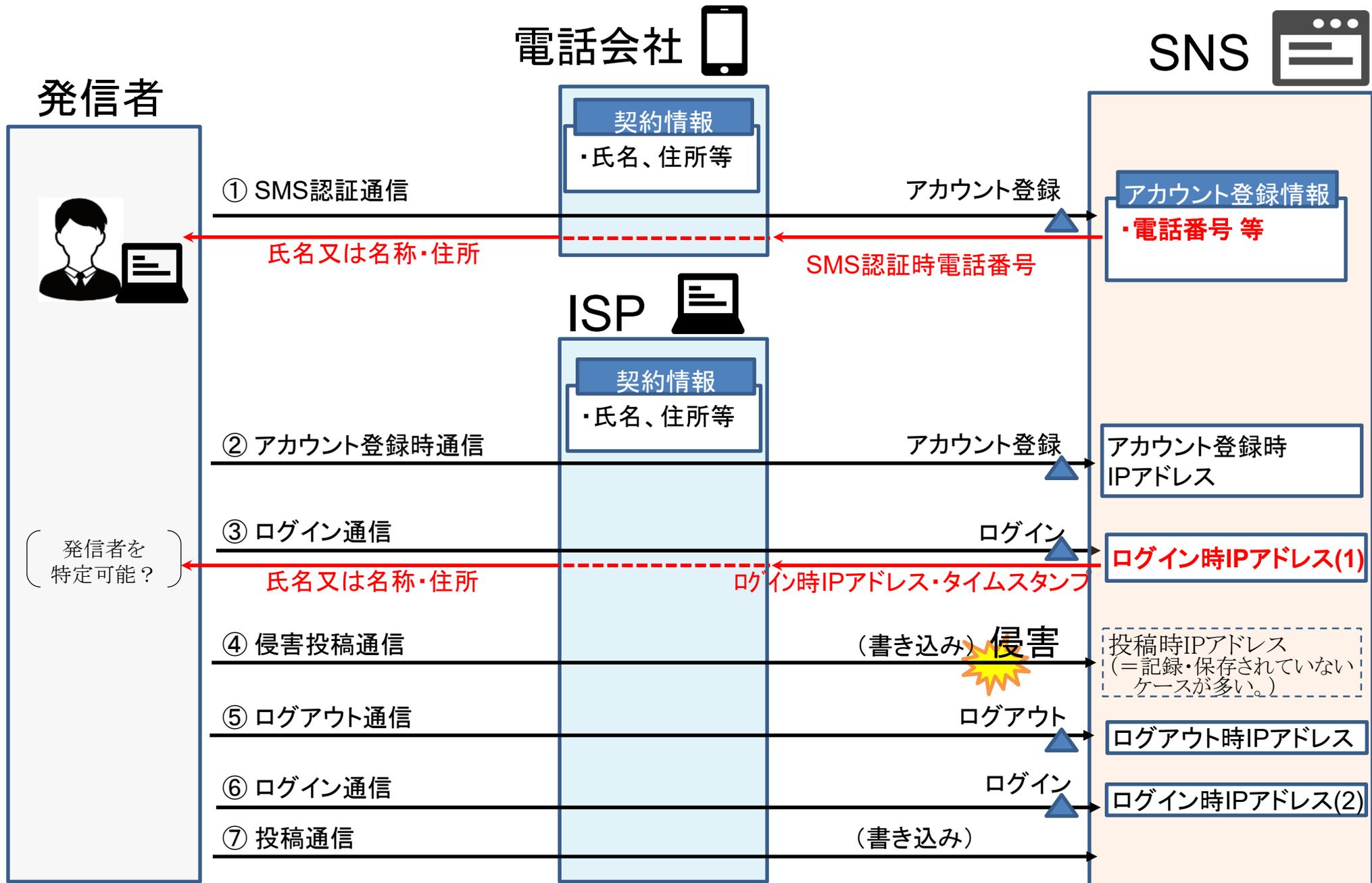
- 「投稿の直前」のログイン時情報に限らず、「発信者の特定に必要な」ログイン時情報の開示を認めることと、多数のログイン時情報の開示を一括で認めることとは、一応区別して考えられる。例えば、投稿の直前のログイン時情報には限定しないが、発信者の特定に必要な情報に限定するなどの方法で、複数件の情報の一括開示には慎重な立場を取ることでも可能ではないか。【栗田構成員・第3回】
- 必要最小限度にすべきという観点からすると、直近のログ1つに限ることも一つの考え方だと思うが、1つに限らないとしても、どこまで範囲を広げてよいのかという点については、通信の秘密との関係で検討すべき。【北澤構成員・第3回】
- ✓ 最小限度の情報であることについて限定が付されない場合、1つの投稿行為について多数のログイン時情報が開示されることとなり、そのすべてをもとにISP事業者に対して住所氏名等の開示請求を行えたとすれば、通信の秘密への影響も大きくなりますし、ISP事業者側の負担も重すぎることになる。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会・意見募集】
- ✓ ログイン時情報が発信者情報開示請求の対象になった場合、請求を受けたプロバイダ側で、権利侵害投稿と関連性のありそうなログイン時情報を収集しなければならなくなるころ、プロバイダ側では、権利侵害投稿と関連性のありそうなログイン時情報をまとめて保有しているわけではなく、請求のたびに、関連性のありそうな、更にいえば関連していると主張されるおそれのある情報を手作業で収集しなければならなくなる。プロバイダによる当該収集作業は相当の負担となるため、このような負担が生じないような制度設計がなされなければならないと考える。【楽天株式会社・意見募集】

骨子

- 開示請求を受ける者の範囲に、権利侵害投稿通信以外の通信（ログイン通信やSMS通信など）を媒介するプロバイダや電話会社などを含めるべきではないか。
- この場合、請求の相手先が開示関係役務提供者の範囲に含まれない場合もありうることから、現行法における「開示関係役務提供者」の要件や範囲の見直しを行う必要があるのではないか。

これまでの主な意見

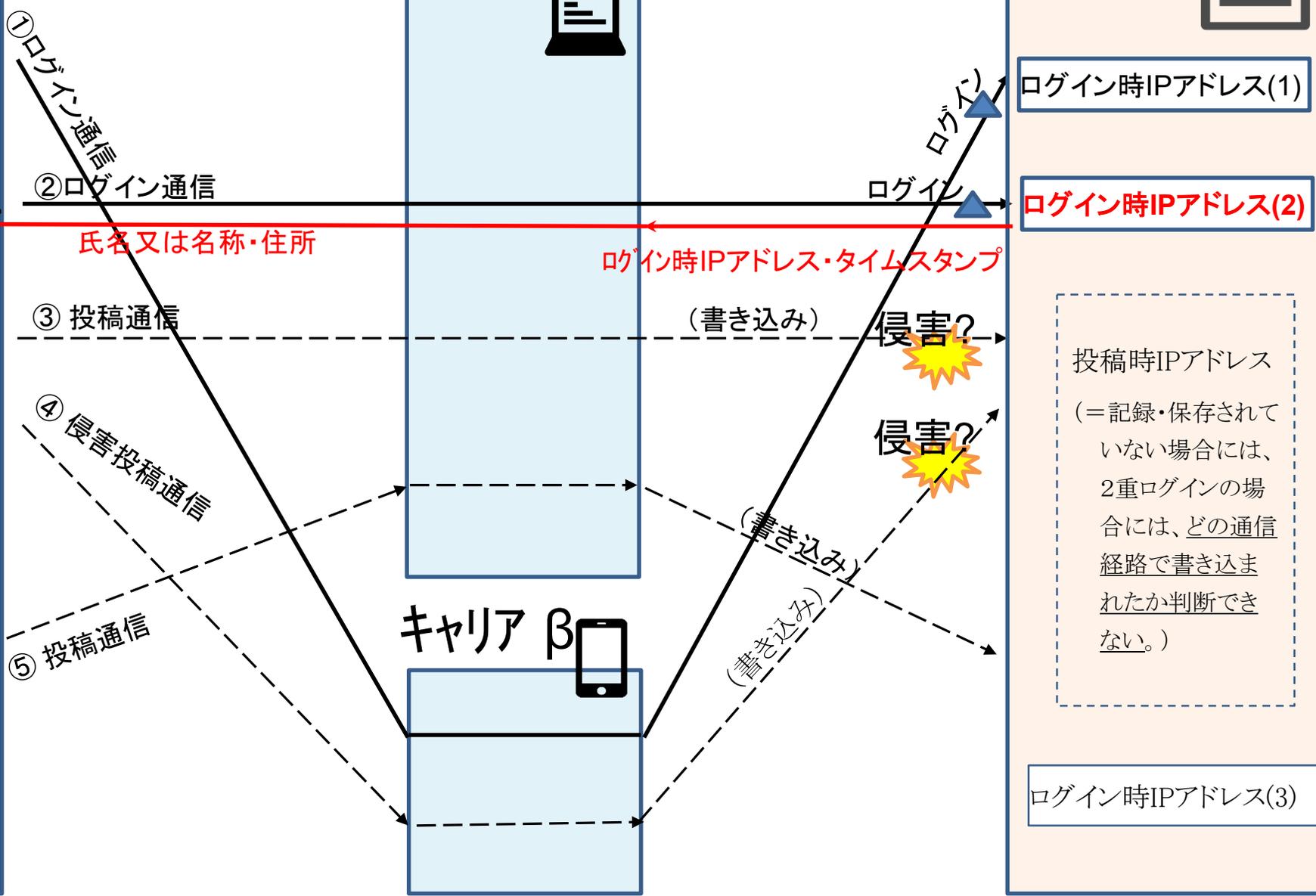
- 二重、三重でログインしているユーザもおり、どのログインから問題の投稿をしたのか分からないのに開示をしなければならないとなると、アクセスプロバイダとの関係でどの範囲について開示対象になるのか分からなくなってしまうので、この点も検討する必要がある。【上沼構成員・第3回】
- 開示関係役務提供者の要件について変更する場合、プロバイダにとってどの範囲の情報が発信者情報となるのか分からなくなってしまうという問題があるため、変更を加えるのであれば、どういう影響が生じることになるのかという点を少し慎重に時間をかけて議論してから検討すべき。【北澤構成員・第3回】
- 投稿時通信を媒介していないプロバイダが開示請求を受けることとなることになるため、開示関係役務提供者の範囲を拡大せざるを得ないが、単純に範囲を拡大してしまうと何でもありになってしまうので、ログイン時通信を扱っているプロバイダを含める場合には、これまでの開示関係役務提供者とは違ったカテゴリーを設けて、求められている役割と提供しなければいけない情報の範囲を明確にしていく必要がある。【大谷構成員・第7回】
- 開示関係役務提供者の法改正は必要と思うが、異なるカテゴリーを設けるべきかについては別途議論が必要ではないか。【清水構成員・第7回】
- ログイン時IPに基づく開示を否定する裁判例は、複数経路があり得る点に鑑み「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」の該当性を肯定できないというものであり、同項の要件を満たす場合に限り通信の秘密の侵害とならないという考え方からすれば、理論的な帰結である。したがって、このような理論的な整合性を維持することを考えれば、条文改正は必要なのではないかと考える。【上沼構成員・第7回後意見】
- ✓ 現在の法令上、(1)ログイン時のIPアドレスとタイムスタンプが開示対象の発信者情報にあたるか (2)ログイン行為の通信を媒介した電気通信事業者が、開示関係役務提供者になるかは明確ではないと思う。(1)は裁判例も分かっているような状況であり、開示関係役務提供者において自主的に判断するには負担が重い(法律の枠組みを考えれば、裁判外では開示拒否が妥当な結論になる)と考える。このため、法令で明確にすることが必要。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会・意見募集】



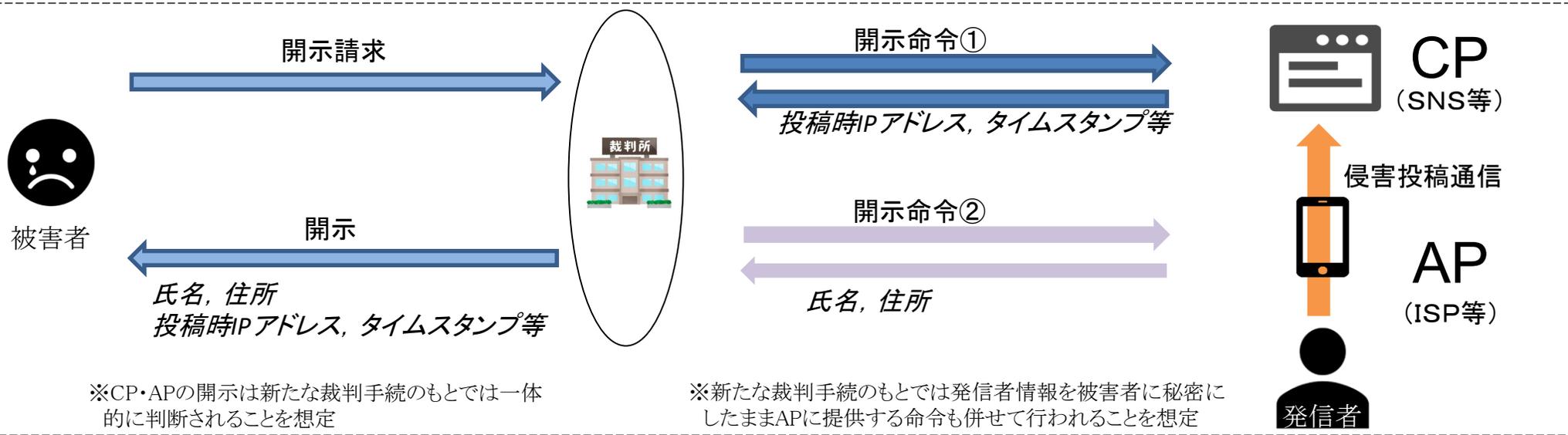
発信者

ISP α

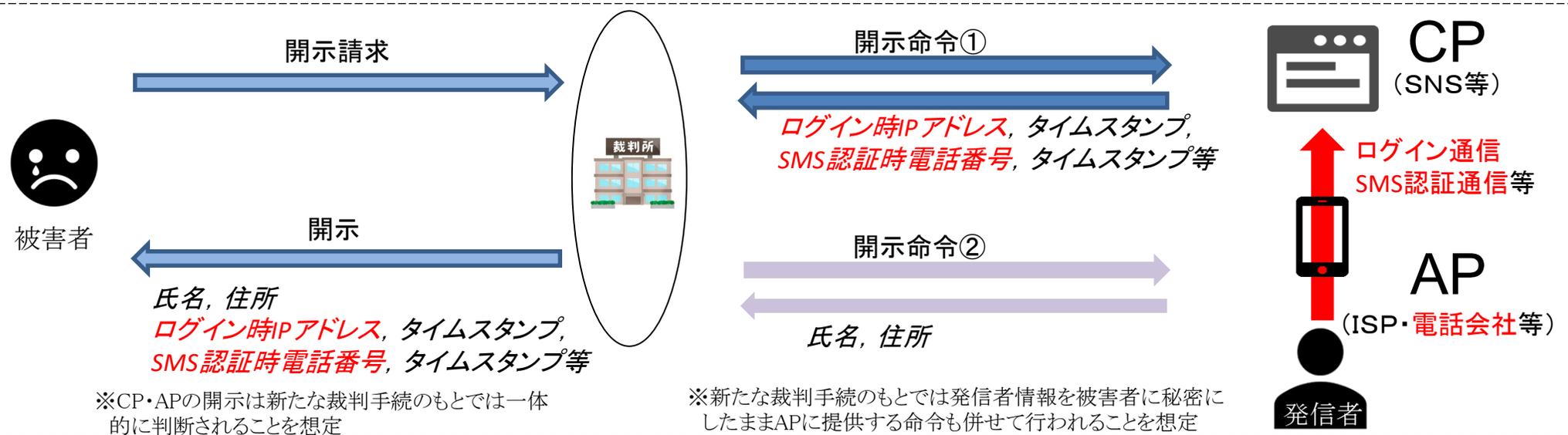
SNS



＜新たな裁判手続において、投稿時のログが保存されている場合のイメージ＞



＜新たな裁判手続において、投稿時のログが保存されていない場合のイメージ＞



骨子

- 現行の訴訟手続と比較した非訟手続の利点としては、非訟手続には柔軟な制度設計が可能であるという特徴があることから、制度設計次第で、例えば、
 - ① 現状では、発信者を特定するためには、一般的に2回の裁判手続を別々に経ることが必要とされているところ、これを1つの手続の中で行うプロセスを定めることが可能であり、これにより円滑な被害者の権利回復を実現できる可能性があること
 - ② 特定のログを迅速に保全可能とする仕組み（後述）を発信者の特定のプロセスと密接に組み合わせた制度を実現することが可能であり、これにより、ログが消去されることにより発信者が特定できなくなるという課題を解消するとともに、発信者の特定のための審査・判断について、個々の事案に応じて、短期間で迅速にも、時間をかけて丁寧にも行うことができるようになること
 - ③ 上記のとおり1つの裁判手続の中で発信者を特定するプロセスにすることで、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダがともに適切に発信者の権利利益を確保する役割を果たすことができるほか、訴訟手続よりも裁判所の職権性が強い非訟事件手続においては、裁判所が一定程度後見的な役割を担うことで、制度上直接の当事者ではない発信者の権利利益の保護を図ることが可能
 - ④ 事案に応じて、柔軟に書面審理や口頭審理など適切な手続を活用することにより、特に権利侵害が明らかな誹謗中傷など、争訟性が高いものではない事案について、より迅速な判断を可能とする仕組みを創設することが可能、
 - ⑤ 申立書の送付を送達よりも簡易な方法によることができるものとする事により、特に海外事業者に対する迅速な開示手続となりうる事
といった点が挙げられるのではないかと。

骨子

- 現行の訴訟手続と比較した非訟手続の課題としては、非訟手続においては、原告と被告という対審構造や裁判手続の公開が原則とはされていないことなどの特徴があることから、制度設計次第では、
 - ① 現行の発信者情報開示訴訟とは異なる当事者構造となることにより、あるいは、発信者側の主張内容が裁判手続に十分に反映されないことにより、適法な情報発信を行う発信者の保護が十分に図られなくなるおそれがあり得ること
 - ② 裁判手続の取下げや紛争の蒸し返しが比較的容易であり、また、それが外部から見えにくい等により、手続の濫用の可能性があり得ること
 - ③ 原則として非公開で行われるため、開示可否に関する論点の蓄積が図られない可能性がある、といった点が挙げられるのではないか。
- ログが保全されているのであれば、表現の自由やプライバシーといった発信者の権利利益の保護に鑑み、開示判断については非訟手続ではなく訴訟手続が望ましいという指摘について、どのように考えるか。発信者の権利利益の確保に十分配慮しつつ、迅速かつ円滑な被害者の権利回復が適切に図られるようにするという目的を両立した制度設計が求められると考えられる中で、適切に非訟手続を設計し開示可否について1つの手続の中で判断可能とした上で、実体法上の開示請求権との併存による訴訟手続への移行可能性等を具体的に検討すべきではないか。

これまでの主な意見

<新たな裁判手続(非訟手続)の創設の利点と課題の整理>

- 非訟手続は制度設計に自由度が高いため、これまで懸案だった海外事業者への送達の問題やログの保存の問題などが解決されるかもしれない、使い勝手のいい制度になるのではないかという期待も持てる反面、きちんとした制度設計をしなければ、一方の当事者の利益を大きく損ねる危険と背中合わせであると感じている。本来であれば、予想される様々な危険性について、多角的に検討して問題点を一つ一つ潰していく必要がある。【若江構成員・第4回】
- 現在の発信者情報の開示の在り方に様々な問題があるということは恐らく争いがないところであり、現在の制度をどのように改善したらよいか示す必要はある。現在の制度を維持しつつ改善するのであれば、どのような方法があるのか、その課題は何かを明らかにした上で、それと非訟手続という新しい制度を導入する場合とを比較検討するといったことが今後必要。【鎮目座長代理・第4回】
- 訴訟手続に代えて非訟手続とした場合のメリットと懸念される問題点について、それを箇条書にしたうえで、そして発信者の適法な表現の保護に対する影響やプロバイダの負担についても分析した上で記載することが望ましい。【大谷構成員・第4回】
- 新たな裁判手続の論点の蓄積に関連する意見だが、非訟手続の事例を東京地裁の民事第9部のようなところに集約し、年に数回事業者と共有する場を設け、裁判所の外と中で共有できるのがよいと思う。【丸橋構成員・第8回】
- 非訟手続が非公開であり、裁判所の判断の蓄積が図られない可能性がある、との指摘については、判決と異なり、非訟事件における決定書は何人も閲覧できるというわけではないという点では当たっている面があるが、非訟事件における裁判例であっても、重要な法律上の論点を含むものについては判例雑誌等で公表される場合もあることに留意する必要があると思う。【垣内構成員・第8回】
- 事例の蓄積が重要という点に賛成。誹謗中傷対策は法律で全て解決できるものではなく、最終的にはユーザーに対する啓発が不可欠であり、その啓発のためには、裁判例の蓄積により体系化していかなければならない。その関係で、現行の仮処分では開示を認める場合、理由がなく主文だけになっている。却下決定の場合は判決と同じように理由があり、裁判所の判断が分かるようになっている。今後、非訟において開示を認めるというような制度をつくるのであれば、仮処分のような主文だけでなく、判断の如何に関わらず、理由が示され、裁判所の判断を検証できるよう設計が必要。【北澤構成員・第8回】
- 理由の開示について賛成。現在、本訴での開示で示される理由と同程度のものを非訟でもなされないと実務上、被害者救済の観点、発信者の権利保障の観点において後退になる。【丸橋構成員・第8回】
- 非訟の利点のうち、裁判所が一定程度後見的な役割を担うとあるが、実務的な点で見た場合、仮処分では証拠調べが限定されているため、基本的に陳述書ベースで審理がされている。その際、陳述書の信用性が争いになることがあり、尋問したい案件が結構ある。陳述書の証拠力が争点になった場合に、裁判所が後見的に、訴訟で行うべきという判断をされるのが理想であり、制度設計の際に考慮してほしい。【北澤構成員・第8回】
- 非訟手続が非公開であり、裁判所の判断の蓄積が図られない可能性があるとの指摘は、判決と異なり非訟事件における決定書は何人も閲覧できるというわけではないという点は当たっている面があるが、非訟事件における裁判例であっても重要な法律上の論点を含むものについては判例雑誌等で公表される場合もあることに留意する必要がある。また、同じく非公開の手続であるADRに関しても当事者等が特定されない形で解決内容を公表する取組みも見られることから、関係団体等において自主的に情報の共有や蓄積を図る取組みを別途進めることや、そうした取組みを後押しするために必要な施策を検討するといったことも、考慮に値すると思われる。【垣内構成員・第8回】
- 「⑦裁判例の蓄積」については、裁判例の統計的情報とともに非訟手続における判断のポイントが明らかになり、プロバイダとしての今後の対応の目安になるような情報が蓄積されるような場所が作られることが望ましいと感じる。【大谷構成員・第8回後意見】

これまでの主な意見

<新たな裁判手続（非訟手続）の創設の利点と課題の整理（続き）>

- ✓ 発信者情報開示制度は、誹謗中傷対策以外にも利用され得る一般的な制度であり、法制度全体の公平/公正性の観点から、他に非訟手続に依拠している法令(借地借家法、会社法、家事事件手続法等)との平仄も踏まえて、慎重に検討する必要がある。例えば、発信者の権利利益を保護する観点からは、仮に非訟手続に基づく開示が行われることとなったとしても、抗告等の不服申立て手段等が付与される等、発信者情報開示の特性に即した適正な手続が保障されることが望ましい。【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構 意見募集】
- ✓ 非訟手続にも様々な類型があるが、少なくとも一方当事者のみの意見に拠って他方当事者に法的義務を課すような制度の導入はすべきではない。【個人 意見募集】
- ✓ 発信者情報開示請求における争点は、問題となる表現行為の公益性(名誉毀損であれば公益性および反真实性、プライバシーであれば公益性とプライバシー権との比較衡量)という、まさに公開の法廷で公に議論すべき事項であり、これを非訟手続において決することは事柄の性質上相当ではない。【個人 意見募集】

骨子

- 実体法上の請求権に「代えて」非訟手続とする考え方と、請求権を存置しこれに「加える」形で非訟手続を新たに設ける考え方を比較した場合、それぞれの利点・課題は何か。

＜案1：実体法上の請求権に「代えて」非訟手続を新たに設ける考え方の利点＞

- ① 訴訟手続を不要とすることにより最終的な開示までの手続全体を簡略化し、迅速な開示が可能になること、
- ② 後述のように非訟手続と訴訟手続を併存させる場合と比較して、制度の組み合わせによる選択肢が簡潔となり、実務上の運用が安定すること、等の利点があると考えられるのではないか。

＜案2：請求権を存置しこれに「加えて」非訟手続を新たに設ける考え方の利点＞

原則としては非訟手続において迅速な解決を図り、非訟手続における開示可否判断に異議がある場合には、訴訟手続において慎重な審理を行うというプロセスが想定されるのではないか。

この場合、

- ① 争訟性が低く訴訟に移行しない事件については非訟手続限りでの早期解決が可能になること、
- ② 請求権を持つという被害者の地位が現行法と同程度に確保されること、
- ③ 争訟性が高い事案については従来どおり訴訟手続が保障されること、
- ④ 非訟手続の開示決定であっても実体法上の請求権に基づく履行強制が可能であり執行力が確保されること、
- ⑤ 非訟手続が異議がなく開示可否が確定した場合には既判力が生じるものとすることができ、濫用的な蒸し返しを防止できること、
- ⑥ 実体法上の請求権に基づき、現行法と同様に裁判外での開示が可能であること（前述のように実体法上の請求権に変えて非訟手続とした場合、請求権に代わる任意開示を認める根拠規定が必要）、
- ⑦ 争訟性の高い事案は公開の訴訟手続に移行し、問題となった争点についての裁判例の蓄積が図られること、等の利点があると考えられるのではないか。

- 案1と案2を比較すると、案2を前提とした検討を進めていくことが妥当であり、現行制度の進化という点からも望ましいのではないか。

これまでの主な意見

<実体法上の請求権の扱い>

- 新たな裁判手続を導入すること自体はよいが、実体法上の請求権をなくしてしまうと被害者側の権利性というのが弱くなってしまうため、新たな裁判手続と既存の裁判を選択的に選べるようにしたほうがよい。【清水構成員・第4回】
- 新たな裁判手続について、並存する制度を新設して選択的に選べるという方向性もあるのではないか。【北條構成員・第4回】
- 1つの方向としては、そもそも実体法上の請求権を廃止し、非訟手続等で判断される実体法上の請求権とは異なる手続上の義務に一本化することが考えられるという趣旨で記載をされているかと思う。ただし、既存の手続として、例えば、実体法上の閲覧請求権等が認められる場合に、訴訟上の文書提出義務を認めるという制度もあるところ、場合によっては非訟手続等で判断される義務と実体法上の請求権を併存させていくことは、論理的には全く有り得ないことではないため、任意開示の制度の裏づけをどのような形で考えるのかといった点を踏まえ、今後の検討が必要な論点である。【垣内構成員・第4回】
- 非訟手続とした場合、実体法上の権利がなくなると、裁判外での権利行使がどうなるのかというのは大きな問題だと思う。実体法上の請求権と構成した上で、非訟手続を第一義的な権利実現の場所として扱うような制度設計も視野に入れるべき。その場合、争いがある場合には、最終的には訴訟で解決ということを担保しないと、裁判を受ける権利との関係で問題が生じてしまうと思うが、逆に言えば、そこまで争いがあるものについては、手続保障を十分にするという考え方もあり得るのではないか。【前田構成員・第4回】
- 裁判所による命令の創設そのものについては、検討を進めていくべきだが、現在法律で認めている実体法上の請求権について、これを廃止するという点でよいのかどうかといった点については引き続き検討が必要。【垣内構成員・第6回】
- 非訟手続を導入する場合でも、実体法上の請求権は残した併存方式が望ましい。第1に、これまで被害者の権利として認められていたものが手続上都合がいいからというだけの理由でなくしてしまうことに違和感。第2に、任意開示の促進との関係でも、実体法上の請求権がなくなれば、プロバイダ側は開示しなくなると思う。第3に、請求権を残す構成にすれば、既判力がなくなるという問題も解決する可能性があるのではないか。仮に異議の訴えの訴訟に移行する手続を用意しておけば、異議の申立てを提起しないで、そのまま確定した場合というのは判決と同じ効力を発生させることもあり得ると聞いている。第4に、海外事業者への送達についても、請求権を残したとしても、ログの保存の段階では問題がないのではないか。【若江構成員・第6回】
- 実体法上の請求権をなくすということについて躊躇を感じる。仮に実体法上の請求権を残す場合、最終的にはどこかの形で訴訟手続を残さざるを得ないため、それをどのような形で保障するのかについては幾つかのパターン・方法があると思う。例えば、第一段階では決定手続で、その決定手続に対して異議の訴えを提起する余地を認めておくというような形で、訴訟手続を保障するというような組み合わせなどがある。【垣内構成員・第6回】
- 実体法上の請求権を残すと、裁判手続で開示請求を行う際に、削除の請求も一緒にできる余地が出てくると思う。新たな非訟手続で開示請求ができるとした場合でも、削除は別の手続でやらなければならない、任意に削除してくれない場合、別に裁判を起こしていく必要があり、二重の手続になる可能性があるため、請求権を残しておけば、この点も解消できる余地がある。【清水構成員・第6回】
- 実体法上の権利として残すかどうかについて、権利としたこと自体がもともと便宜上のものと思うため、権利であること自体が所与の前提でもないのではないか。【上沼構成員・第6回】
- どのような制度設計を行うかによるが、「新たな裁判手続の創設」と実体法上の発信者情報開示請求権の廃止とは必ずしも論理必然の関係にはない。例えば、「新たな裁判手続の創設」によって「通信ログの早期保全」を達成しつつ、発信者情報開示請求そのものは訴訟手続等によることも可能。「新たな裁判手続の創設」の制度設計に関する議論と並行して、実体法上の発信者情報開示請求権を廃止する十分な理由があるかを検討すべき。【栗田構成員・第6回後意見】

これまでの主な意見

<実体法上の請求権の扱い(続き)>

- 実体法上の請求権に代えて非訟手続とする考え方については、訴訟手続を不要とすることにより、最終的な開示までの手続全体を簡略化し、迅速な開示を可能にするという利点があると考えられる。反面、実体法上の請求権を廃止する場合、①被害者の地位が、少なくともその点では現行法よりも後退するとの評価も生じうること、②表現の自由や通信の秘密といった重要な法益が関わる問題であることを考慮すると、訴訟手続の利用可能性を完全に排除することに対しては疑問もあり得ること、③手続の都合で実体権を廃止してしまうことは、上記のような実体権の背後にある諸価値を軽視するものとの評価を生み出しかねず、また、要件効果等が従前と基本的に同様であるとすれば、事柄の実質に変化はないにもかかわらず、従来訴訟手続が保障されていた事項について非訟手続限りとすることとなり、いかにも便宜論の観を免れないこと、④裁判外での開示に対する消極的な影響が懸念されること、⑤非訟手続における審判対象が公法上の義務ということとなり、履行強制の方法についても、過料にとどめるのかなど、従来とは異なる考慮が必要となること、⑥開示義務の有無についての裁判に既判力を付与することができないため、蒸返し防止の点で、制度的にはやや弱い面もあることなどの問題点が考えられる。【垣内構成員・第7回】
- 実体法上の請求権を存置する場合、何らかの形で開示請求権についての訴訟手続を保障する必要があるが、新たな非訟手続と訴訟手続との組み合わせの仕方については、いくつかのパターンが考えられる。その中で、資料6頁にあるような非訟手続としての開示命令を導入しつつ、同開示命令(または申立棄却の裁判)に対する異議申立てによって訴訟に移行する、という仕組みは、①ログの早期保全の要請を満たしつつ、②訴訟に移行しない事件については、非訟手続限りでの早期の解決が可能になる、という点でメリットが大きいと考えられることから、実体法上の請求権を存置する場合の手続モデルとしては、現時点で最も有力な選択肢と思われる。【垣内構成員・第7回】
- 請求権構成については、議論を踏まえると非訟手続を請求権に加える形が望ましいと思っている。争点に関する立場が、権利侵害の明白性が明らかなケースと権利侵害の明白性に争いのあるケースを想定しているかによって異なっていると思われるため、それぞれの事案に応じて柔軟な手続きができることが望ましく、手続きの種類を増やして、争うべきものは争い、そうでないものは速やかに開示できるようにするのが望ましい。先ほどのヤフーからの説明でも、裁判所から開示命令が出たとしても争うケースもあるということだったので、「加えて」がよいと思う。【上沼構成員・第8回】
- 請求権構成について、ログ保全は迅速に行い、実際の最終的な開示判断については訴訟手続が望ましいとの観点から、請求権を存置しこれに「加えて」非訟手続を新たに設ける考え方の方が私の考えに近い。ただし、その場合、発信者の地位が変わるという側面は無視できない。現行法では、匿名性は本案訴訟の判決で初めて失われる制度となっているが、非訟による開示で発信者の意向がどこまで反映できるが重要。判決で結論を出してほしいという発信者の立場が失われる可能性がある。匿名表現の自由の保障の程度を下げるというコンセンサスがとれるのであれば、そういった制度もとらうかもしれないが、明白性要件が変わらなくとも攻撃防御の機会の観点から、発信者の立場が弱くなってしまうことを考慮する必要があるのではないかと。【北澤構成員・第8回】
- 争訟性が高い事案において、プロバイダと発信者の見解が常に一致する前提であれば、ある程度争訟性が高いものは全件訴訟となるのはよいが、実態は必ずしもそうではないと思っている。垣内構成員のコメント資料で「その場合、非訟手続における開示命令に対する異議申立てがあくまでプロバイダを主体とするものであることを考えると、発信者側が訴訟移行を求めることについて相当の理由があるような事案においては、そうした発信者の意向が十分に尊重される必要があると考えられます。」という意見があるが、この点賛成である。【北澤構成員・第8回】
- 発信者の地位は、明白性の要件もあり、争訟性の高い事案に関しては訴訟手続へ移行することができるため、争いのないものは簡易な手続にして、争いのあるものは従来どおりの判決になると思うため、判決なのか決定なのかと言った形式的な部分で発信者の地位が変わるものではなく、今の新たな制度のほうが被害者の地位が図られることになっていい方向になるのではないかと。【北條構成員・第8回】
- 請求権を存置しこれに「加えて」非訟手続を新たに設ける考え方が妥当なのではないかと思う。その上で、発信者利益の保護の観点では明白性要件で発信者の利益は十分という考え方もある。または、迅速性を重視して匿名表現の自由をある程度引き下げる側面があるのであれば、発信者の権利利益の保護を厚くすることでバランスをとるというのもあると思う。【鎮目座長代理・第8回】

これまでの主な意見

<実体法上の請求権の扱い(続き)>

- 案1、案2それぞれの利点については、資料記載の通りと考えられ、争訟性の高低に応じて適切な手続を提供するという観点からは、案2の方向に利点が多いように思われる。【垣内構成員・第8回】
- 迅速な非訟手続はログ保全限りとし、開示請求については訴訟を要求する場合、争訟性がそれほど高くない事案も、発信者の特定に至るまで①ログ保全手続、②発信者情報開示請求訴訟の2段階の手続を経なければならないこととなり、しかも第2段階は常に訴訟手続となるため、被害者側の負担や最終的な救済に要する時間は現状と比較して軽減されないと考えられる。プロバイダによる任意開示も可能である中で任意開示と訴訟手続の二者択一というあり方はやや硬直的であり、より簡易な裁判手続を用意することにより、争訟性の高い事案については訴訟手続による慎重な審理判断の可能性を保障しつつ、より簡易迅速な形で裁判所の判断を得たいというニーズに応えるという方向は十分に検討に値する。仮に、開示命令までを含む非訟手続の設計について課題が多く、立法に至るまでの検討にあまりに多くの時間を要すると考えられるような場合には、最も緊急性のある課題に対する迅速な対応という意味でログ保全限りの手続を早期に導入するという考え方も1つの選択肢にはなり得る。【垣内構成員・第8回】
- 案1、案2、現行の取扱いの比較については、資料記載の通りと思われる。非訟事件における申立書の送付については、争訟性の高い事件について送達を要求する旨の特則を設けている例があるが、今回検討している手続が緊急性の高い事案を想定していることを考慮すればある程度争訟性が高い可能性を前提としても送達までは要求せず送付とする規律の方が適当であるように思われる。【垣内構成員・第8回】
- 【案2】「加えて」とすることが望ましいと思われる。請求権構成については、発信者の権利利益の保護、ひいては表現の自由への委縮効果への影響を勘案して検討すべき。案2の利点として挙げられる「③争訟性の高い事案については従来どおり訴訟手続が保障されること」と記されている点、非訟手続の過程で、争訟性が高く開示の是非について慎重な検討が必要な事案であるとの裁判官の心証形成のために必要かつ十分な情報が裁判官に供給される必要があり、それが意識の高いプロバイダの努力のみに依存しない仕組みを検討しておくことが必要。【大谷構成員・第8回後意見】

<実体法上の請求権と任意開示>

- 「発信者情報開示請求権という実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて」とあるが、任意開示の可能性を今以上に縮減するのは反対。逆に広げる方向で検討すべき。【丸橋構成員・第4回】
- 非訟手続になり、プロ責法4条1項がなくなると、任意開示がどうなるのか気になる。現状、なぜ任意開示しているかという、法的な義務があるため、リスクを負って開示しているという側面がある。もしもプロ責法4条1項がなくなると、任意開示が法的な義務でなく請求者側からのお願いになるにもかかわらず誤開示のリスクは残るため、企業の合理的なリスク判断をすると、裁判外では開示を拒否し、裁判所の請求が来た段階で任意開示するか、争うか検討すればいいというような判断になると思う。もし4条1項をなくすとすると、今ある任意開示をどれだけ減らさないようにするのかという点に注意しないといけない。【北澤構成員・第6回】
- 裁判外の開示という点に関して、実体法上の請求権を残す方がいいと思う。【清水構成員・第6回】

	案1	案2		現行
	請求権に「代えて」 非訟手続を創設	請求権に「加えて」 非訟手続を創設		請求権構成
	非訟	非訟	訴訟 ※異議があった場合	訴訟
請求権	×	○		○
訴状 (申立書等)	送付	送付	送達	送達
審理	非公開 職権探知主義 陳述聴取※ <small>※書面によるほか、審問も含む</small>	非公開 職権探知主義 陳述聴取※ <small>※書面によるほか、審問も含む</small>	公開 対審原則 弁論主義	公開 対審原則 弁論主義
裁判の効力	既判力: × 執行力: ×	既判力: ○ 執行力: ○ <small>※決定に異議がない場合</small>	既判力: ○ 執行力: ○	既判力: ○ 執行力: ○
不服申立て	即時抗告→許可抗告	異議申立て等 (訴訟に移行)	控訴→上告	控訴→上告

任意開示	請求権に代わる任意開示を認める根拠規定が必要	可能	可能
------	------------------------	----	----

骨子

- 新たな裁判手続（非訟手続）として、1つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスとともに、当該プロセスの中で、特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みを導入する場合、例えば、裁判所が、被害者からの申立てを受けて、新たな裁判手続（非訟手続）として、以下の3つの命令を発することができる等の手続を創設することが考えられるのではないか。

①コンテンツプロバイダ（CP）及びアクセスプロバイダ（AP）等に対する発信者情報の開示命令

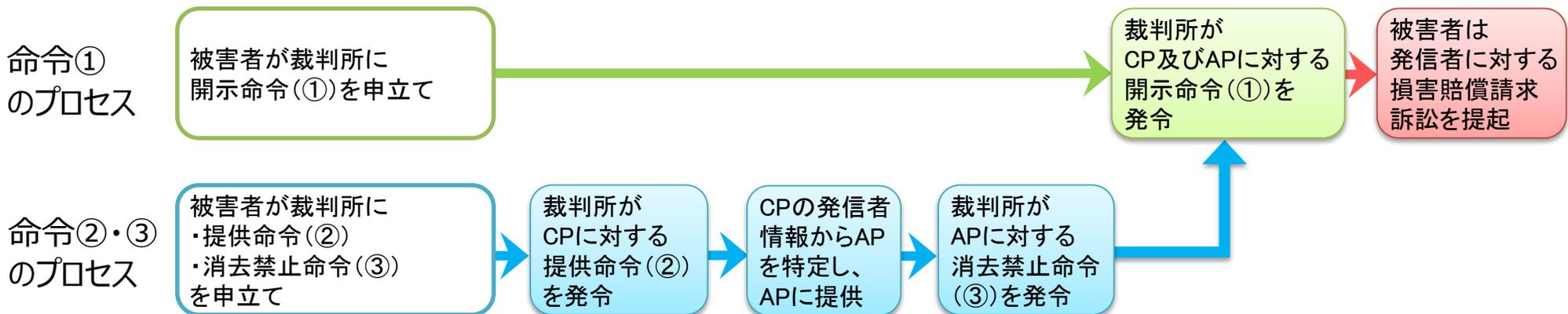
→決定手続による開示判断が可能になる

※CPの発信者情報からAPを早期に特定し、APとCPの審理をまとめ、1つの開示判断で開示可能になる

②CPが保有する権利侵害に関する発信者情報を、被害者には秘密にしたまま、APに提供するための命令

③APに対して、CPから提供された発信者情報を踏まえ権利侵害に関する発信者情報の消去を禁止する命令

→APにおいて、権利侵害に関する特定の通信ログを早期に確定し、開示決定まで保全することが可能になる



骨子

【総論】

- ログの保存（命令②・③）を、開示手続（命令①）と一体的に非訟手続として位置づける方法をとることにより、1つの手続の中で発信者を特定し、より円滑な被害者の権利回復を可能とする手続が実現するのではないか。
- 例えば、実体法上の請求権を存置しこれに「加えて」非訟手続を新たに設けた場合、ログの早期保全等（命令②・③）の要請を踏まえつつ、訴訟に移行しない事件は非訟手続限りで開示手続（命令①）を含めた早期解決が可能となるのではないか。また、異議申立てにより、必要な場合には訴訟に移行することも可能となるのではないか。

【命令①と命令②・③の関係】

- コンテンツプロバイダに対する命令①と命令②・③のプロセスは同時並行で進められ、命令②のプロセスでアクセスプロバイダを特定することができた場合に速やかに当該アクセスプロバイダが命令①のプロセスに加わり、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダが一体として開示命令を受けるといった流れが想定されるのではないか。
- 他方で、命令②のプロセスでアクセスプロバイダを特定できない場合なども考えられることから、命令①により先行してコンテンツプロバイダのみに対して開示命令が行われ、コンテンツプロバイダから開示された発信者情報をもとに被害者側がアクセスプロバイダを特定し、その後改めて当該アクセスプロバイダに対して住所・氏名等の開示を求めるといった現行制度に類似の2段階のプロセスを辿る余地を残しておくなど、一定程度柔軟な運用を確保することも必要ではないか。

骨子

【命令②・③のプロセス】

<アクセスプロバイダの特定作業を行う主体>

- コンテンツプロバイダの発信者情報からアクセスプロバイダを特定する作業は、例えば、コンテンツプロバイダや裁判所が行うことが想定されるのではないか。
- アクセスプロバイダの特定を裁判所が行うと想定した場合、専門委員や裁判所調査官、鑑定人、査証人など様々な方法が考えられるものの、それらの職員の職責上の制約のほか、選任や確保を含む体制整備に時間がかかり、案件数の増加や地域特性により必要とされる人材を確保できない等課題が多いと考えられるがどうか。
- したがって、アクセスプロバイダの特定作業は、コンテンツプロバイダが行うこととすることが適当ではないか。

<アクセスプロバイダや発信者の特定方法>

- アクセスプロバイダの特定に関して、技術的な課題は何か。特に、MVNOの存在など、アクセスプロバイダが多層構造になっている場合や、発信者を特定するルートが複数存在し、複数のアクセスプロバイダ（ISPと電話会社など）が存在する可能性があること等に留意する必要があるのではないか。
- アクセスプロバイダにおいて、IPアドレスやタイムスタンプのみではログ・発信者を特定できない場合があり、これに加えて接続先IPアドレスやポート番号といった付加的な情報が適切にアクセスプロバイダに提供されることが必要ではないか。
- 上記の論点を踏まえ、コンテンツプロバイダを特定主体としつつ、アクセスプロバイダの特定及び発信者の特定に資する情報の提供を迅速かつ適切に行うために、現在申立人の代理人弁護士等が専門性や実務的知見を有して特定作業を支援していることも踏まえ、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダ・有識者・専門性や実務的知見を有する者が協力して発信者の特定手法について支援協力を行える体制やノウハウ共有を行う場が必要ではないか。

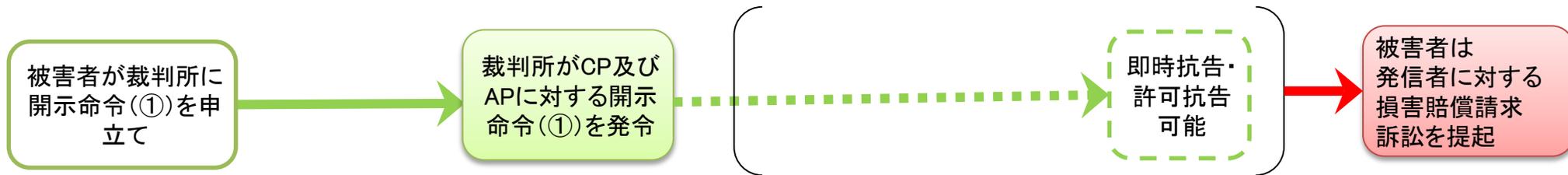
骨子

【命令②・③のプロセス】（続き）

<提供命令と消去禁止命令の発令要件>

- ①迅速なアクセスプロバイダの特定及びログの保全が求められていること
 - ②アクセスプロバイダ名については、被害者がコンテンツプロバイダと併せてアクセスプロバイダに対しても開示命令の申立てを行うために被害者に通知する必要があると考えられるものの、IPアドレスや電話番号等の発信者の特定に結びつく情報そのものは被害者側には秘密にされ、アクセスプロバイダ名のみが提供されるといった仕組みが考えられること
- 等も踏まえ、提供命令及び消去禁止命令の発令要件については、現在の開示要件よりも一定程度緩やかな基準とすることが適当であると考えられるが、どうか。

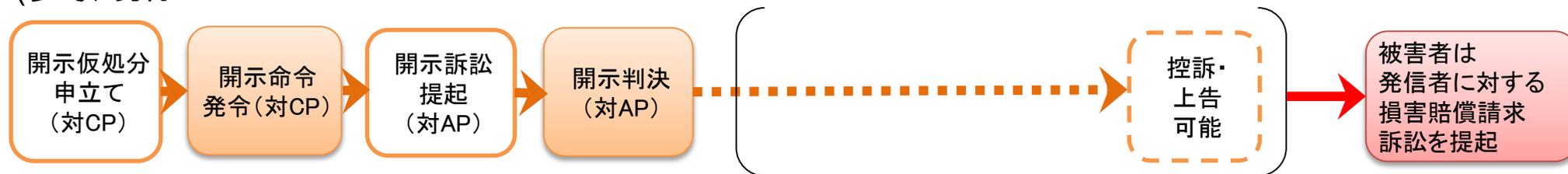
【案1】請求権に「代えて」非訟手続を創設した場合



【案2】請求権に「加えて」非訟手続を創設した場合



(参考) 現行



これまでの主な意見

<新たな裁判手続>

- 現在の発信者情報開示請求は、発信者に損害賠償請求するまでに3回手続が必要であり、若干制度疲労を起こしていると思うので、発信者の利益を考えた上で、3回の手続を少なくする方向で新たな裁判手続について積極的に考えていくべき。【上沼構成員・第3回】
- 特定電気通信は掲示板管理者経由でなされるが、本来は発信した瞬間から世間に向けての1対多の通信だと思うので、その通信に関する紛争解決手続が何らかの形で1回の手続にして、証拠の保全も含めて効率的に行うことがよい。【丸橋構成員・第3回】
- 手続の迅速化については、ログの保存期間超過によって最終的に被害者の救済が図られなくなるという問題があるからだと思うが、ログを保全するための仕組みが実現できるのであれば、事実関係の調査に十分な時間を尽くす証明の手続として新たな制度を設計していくことが望ましいのではないかと。【大谷構成員・第3回】
- 発信者情報開示請求については、1回の手続で解決すべきだという問題意識だと思うが、インターネット上の権利侵害の事件については、まさに憲法上の人権が直接問題になる紛争であり、発信者情報も一度開示してしまうと取り返しがつかなくなるという問題があるため、その1回の手続については少なくとも訴訟手続でしっかりと審理する必要があるのではないかと。【北澤構成員・第3回】
- 開示をめぐる司法手続の簡素化が強調されているが、開示をめぐる手続は、発信者の情報を特定する段階と開示の可否を判断する段階とで分けて考えることが大切であり、前者については迅速化を図りつつも、後者については従前どおり慎重に判断する制度にすべき。【若江構成員・第3回】
- 発信者情報開示請求は、過去に行われた権利侵害についての責任追及のために行行使されるという側面があり、ログを早期かつ確実に保存することさえできれば、開示の可否については慎重に判断することが可能だと思う。そのため、発信者特定の手続とそれを開示する手続を分割し、特定情報は秘密にしたままログを保存する仕組みができれば、発信者に対する手続保障のレベルを下げることなく、被害者の救済が実現できるようになるのではないかと。【若江構成員・第4回】
- 新たな裁判手続を検討するにあたり、慎重な検討が必要であるが、現状、既に起こっている障害をどのように解決するかという視点も必要であると思う。ただ、検討するにあたって、実効性も含めて検討が必要。特に、1つの手続で発信者情報の開示を受けようとする、発信者の情報を持っているアクセスプロバイダからの情報をどのように吸い上げるかということが重要であるが、私の考える範囲では、うまく吸い上げる方法が難しいと思われるため、新しい手続を検討されるのであれば、実効性も含めて御検討いただきたい。【上沼構成員・第4回】
- その後の開示命令については、必ずしも非訟を前提としてということではなく、訴訟の可能性も捨て去るべきではない。決定手続の中で民事訴訟法を準用して審理を尽くすというやり方もあり得るのではないかと。【若江構成員・第6回】
- 新制度がどういう考えに基づいているかという点、仮処分と本案訴訟の現行の2回の手続を1回で解決できないかという問題と、ログの保存期間の問題の2点を解消するという問題意識があると考えており、この2点を解消するための制度であれば、総論的には賛成。ただし、非訟手続の場合、これらは解決できるが、例えば今まで訴訟手続で匿名性を失うという制度であったものが、今度は訴訟よりも軽い手続で開示がされることになり、今よりも匿名性が失われやすくなる可能性がある。【北澤構成員・第6回】
- 中傷しているかどうかを判断するのは最終的に裁判所の判断があつて初めて分かるため、匿名の発信イコール中傷とはならない点に注意が必要。【北澤構成員・第6回】
- 他方で、【資料6-2】6頁の仕組みを前提とすれば、開示命令について判断する際にはすでにログが保全されているのだから、開示命令については、訴訟手続等のより慎重な手続で行い、十分な審理の機会を保障することも選択肢として考えられるのではないかと。【栗田構成員・第6回】
- 最終的な被害回復である損害賠償請求のための前段階の手続である開示決定までは迅速に行うということも非常に重要な価値であり、そこに大きな負担や時間がかかるということは望ましくないというのは十分理解できる。反面、発信者情報開示が、表現の自由との関係やプライバシーの関係などの重要な価値に関わる部分もあるため、最終的な開示決定に関して、ある程度慎重な判断がされるべきであるという考え方も非常によく理解できるため、どこでバランスを取ればいいのか非常に悩ましい。【垣内構成員・第6回】

これまでの主な意見

<新たな裁判手続（続き）>

- 最終的な開示命令について、コンテンツプロバイダが持っている発信者を特定するための手段として用いられた通信に関する様々な情報を全て開示するのか、それとも、発信者の氏名住所等の発信者の特定に直接役立つものだけを開示するのかという点は考慮の対象。【垣内構成員・第6回】
- 最終的な裁判所の開示命令について、裁判所の判断の検証可能性が必要ではないか。現状でも、仮処分段階のものは公開されないため、どう判断で開示が認められているのか確認しづらい。権利侵害の明白性を裁判所がどう判断しているのかは検証ができる必要があると思うため、公開を前提とする訴訟としての道を残したほうがよいかもしれない。【上沼構成員・第6回】
- 開示命令のプロセスに関する迅速性については、発信者が誰かわからない状態でも可能であるコンテンツプロバイダに対する送信防止措置請求など、損害の拡大を防止する他の方法との関係も考えた上で検討する必要がある。【栗田構成員・第6回】
- 「開示命令のプロセス」と「提供命令・消去禁止命令のプロセス」では、簡易迅速な手続の必要性和発信者に与える影響の点で質的な相違がある。「提供命令・消去禁止命令のプロセス」では、一面ではログが消去されるおそれがあるために迅速に命令を発する必要がある、他面では発信者を特定できる情報が請求者に直接開示されるわけではないため簡易な手続によっても大きな問題はない。これに対して、「開示命令のプロセス」にはこれらの点は当てはまらない。したがって、「命令①のプロセス」と「命令②・③のプロセス」は分けて論じるべき。例えば、前者については、簡易迅速性よりも十分な審理の保障を優先することも考えられる。【栗田構成員・第6回後意見】（再掲）
- 1回却下された案件をもう一度申し立てることがないように、蒸し返し防止はきちんと検討しておかないといけない。また、濫用されている相手方も被害者であり、そういった観点は念頭に置かないといけない。表現の自由や通信の秘密について扱うという観点から、訴訟で判断する道も残すべきである。非訟の場合であっても訴訟の場合と同様に、書面のみで済むのかは慎重に検討し、必要に応じた口頭主義も実現させてはどうか。形式的に裁判所の判断であれば何でもよいというわけではなく、立証責任もふまえて、ある程度審尋などを通じ期日での充実した審議も必要ではないかと考える。【北澤構成員・第7回】
- 訴訟手続の保障について、発信者ではなく、プロバイダが当事者となっている手続において、異議申立てにより発信者の権利利益が十分に現実的に保護されるかという点と難しい問題がある。控訴を行っていないという実務の状況で、プロバイダが積極的に異議申立てをするかどうか、費用も発生するわけですから、異議申立ての方法により訴訟に移行するのが適切かは考えるべきところ。費用負担の問題が発生するが、一つの考え方として、開示命令のプロセスについては、訴訟手続とすることはできないかということも検討した方がよいように思う。ログが保全されておりログ消去のおそれはなく、過去に発生した損害の回復が目的となっていることを想定すると、そこまで迅速性を要求しなくてもよいのではないかと。【栗田構成員・第7回】
- 開示命令について非訟手続とせず、訴訟手続とした場合、海外法人の場合に送達に6か月かかる。【清水構成員・第7回】
- 表現の自由や通信の秘密を制約するという観点からも、実体法上の権利を残す必要は、垣内先生のご意見にも明確に示されている。一方、被害者の迅速な救済を図るということも本研究会の議論の出発点としてあり、これと慎重な判断を両立させる制度設計にすべきではないか。【鎮目構成員・第7回】
- 非訟手続はログ保全までとし、開示手続については訴訟手続を維持することが望ましい。開示命令まで非訟手続とした場合、発信者が異議申立てを希望していてもAPが異議訴訟に踏み切ってくれるとは限らずその意向を反映させることが難しいのではないかと。発信者が希望するのに異議申立てがなされず、開示後の訴訟で発信者が勝ち投稿が権利侵害ではなかったとされるような事案において、プロバイダによる開示は不適法であったとして発信者がプロバイダを提訴する可能性があり、その中で非訟手続について違憲であると主張することが考えられるのではないかと。【若江構成員・第7回後意見】
- 開示命令まで非訟手続を採用する場合には、発信者が異議申立てをする場合必ず異議訴訟に移行するようにプロバイダに義務づける必要があるのではないかと。また、開示・不開示を問わず、その決定の理由を公表すべきではないかと。【若江構成員・第7回後意見】

これまでの主な意見

<新たな裁判手続（続き）>

- まずは非訟手続をとることとし、そこでの決定に異議のある場合のみ、訴訟手続へ移行するとの仕組みを取った場合、前記のメリットはすべて享受しうる一方で、手続きにかかる時間を平均的には短縮できるように思われます。開示決定が出た場合に、現在の状況を見る限り、それを争うプロバイダはほとんどおらず、また、仮に発信者に異議を申し立てる権限を与えたとしても、やはり異議を述べる発信者は少数にとどまるものと予想されるからです。【前田構成員・第7回後意見】
- ほとんどの被害者にとっては、救済までの時間は短縮されることになります。一方、ごく少数ながら救済までの時間が延びる被害者も生じることはあるでしょう。しかし、そのような事案はそもそも「被害者」と評価してよいか、激しく争われている事案であると考えられ、発信者の匿名表現の自由や通信の秘密が問題となっている以上、慎重に審理をすることもやむを得ないものと考えます。【前田構成員・第7回後意見】
- 削除と開示手続きが一緒にされることが多いとヤフーから指摘もあったが、実務の実感としてもそう感じる。開示請求する場合に削除の請求もできる制度設計にしてもらえればと思う。【清水構成員・第8回】
- 送信防止措置（削除）の求めも含めて一つの手続で進めることはニーズが高いと思われる。【大谷構成員・第8回後意見】
- 開示命令まで非訟手続でできるようにする規律を導入する場合には、基本的には資料に記載されているような流れが想定されると思います。先行してCPのみに対する開示命令を発令するなどの柔軟な運用の可能性を確保すべきであるとの指摘は、その通りであると考えます。提供命令、消去禁止命令の発令要件については、現在の仮処分における取扱いよりも一層迅速な処理が可能となるよう、一定程度緩やかな基準とすることが適当と思われる。【垣内構成員・第8回】
- 原則としてCPとAPがともに開示命令を受けるといった流れが想定されることは、資料記載の通りと考える。開示命令に対する不服申立てに関しては、CP及びAPの双方が異議申立てをしている場合については、両者ともに異議後の訴訟の当事者となることに問題ない。CP及びAPのうち一方のみが異議申立てをした場合の取扱いについては検討する必要がある。（①CPのみが異議申立ての場合には、APに対する開示命令が確定してしまうと異議申立てが意味を失うため相当ではない。一方、②APのみが異議申立ての場合には、それによりCPに対する開示命令の確定まで遮断されるものとする必要は必ずしもないのではないかと。）【垣内構成員・第8回】
- APの特定は申立人が抽象的に特定している消去禁止命令の相手方を確定するという問題であれば当事者の確定の問題として最終的には裁判所が判断すべき事項と位置付けうるが、CPの有する判断の基礎となる資料・情報及び知見を活用することは不可欠であり、裁判所からAPの特定についてのCPの判断を聴くということは当然に考えられてよいと思われる。APの特定について回答を求められたCPは、回答義務を負うことになると考えられる。【垣内構成員・第8回】
- ✓ 発信者情報開示の段階で2回の裁判手続が必要になる場合、証拠や主張などに重複する部分も多いと考えられ、発信者の意見を適切に反映するなどの手続保障を前提に、同じことの繰り返しを排除するなど、改善の余地は十分あると考える。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダ協会 意見募集】
- ✓ 法改正により新たな裁判手続を創設することが適当であると判断された場合には、その制度設計においてコンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダ各々の固有の義務や責任分界を明確にすることが必要。【KDDI株式会社 意見募集】
- ✓ インターネット接続サービスの提供形態が多段化し、アクセスプロバイダが発信者情報を保有していないケースが増加している現状を踏まえると、発信者特定の実効性を確保する観点から、エンドユーザ（発信者）との直接の契約関係にあるサービス提供事業者が保有する情報の開示等も含めた制度設計を検討いただくことが重要と考える。【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 意見募集】
- ✓ 特定のログを迅速に保全可能とする仕組みとして、実体法上のログ保存請求権を創設することを検討してはどうか。また、本件仕組みを検討するにあたっては、必ずしも新たな裁判手続きの創設が前提となるものではなく、既存の仮処分手続において、実体法上のログ保存請求権を行使することが可能になれば、これまで通りアクセスプロバイダに対する訴訟に至るまでの時間的懸念を払しょくすることができることについても留意し、検討を進めていただきたい。【ヤフー株式会社 意見募集】

これまでの主な意見

<実体法上の権利>

- 実体法上の権利を残すことに賛成する。非訟手続は非公開であり事例が蓄積されないが、裁判手続も残されることにより判例が蓄積されるメリットがある。【清水構成員・第7回】
- 実体法上の請求権をなくすことが、現行法からの後退であるかという、違う見解であり、現在の開示手続も信義則の義務を解除するためという位置づけであると考えられる。本来は損害賠償請求が本筋であり、これまで確保されていた手続保障を確保するため、訴訟をする道も残すというのはできるだけ探っていきたい。ポイントは既判力であると思われる。【大谷構成員・第7回】
- 実体法上の請求権は存置したほうがよいと考える。【栗田構成員・第7回】
- 実体的請求権を廃止することには、基本的に垣内構成員の指摘の通りの懸念があると思います。一方、その裏返しとして、実体的請求権を残すことには、既判力を及ぼすことにより紛争の蒸返しをある程度防止できる、訴訟外の開示が従来通り進むことが期待できる、訴訟手続へ移行する道を確保することによりプロバイダや発信者に十分に反論の機会を与えることができる、などのメリットが考えられます。半面、実体的請求権を残した場合、訴訟手続の道を確保する必要が生じ、それにより被害者救済への時間が長くなることも懸念されます。【前田構成員・第7回後意見】

<アクセスプロバイダの特定主体・方法>

- 裁判所による提出命令の創設を考える際、コンテンツプロバイダの負担を考慮する必要がある。実務上、作業量が膨大なケースや、ログの特定作業がかなり難しく特定できないケースもあるので、請求者側の弁護士に頼らず、コンテンツプロバイダのみでどうやって特定していくのかは注意して検討しなければならない。【北澤構成員・第6回】
- 裁判所がコンテンツプロバイダに対してアクセスプロバイダの特定を命令するという点について、コンテンツプロバイダの負担が増える可能性がある。非訟手続であれば、裁判所において、専門委員を選任するなど何らかの外部の知見も取り入れたりすることもできるのではないかと。【北條構成員・第6回】
- 裁判所に専門委員を設置する場合、専門性が高いため全国に設置するのは難しいかもしれないので、特定の裁判所に設置するような体制を整える必要がある。【大谷構成員・第6回】
- アクセスプロバイダをどうやって特定するのかという点が非常に重要。ただし、専門委員の設置に関しては、従来の専門委員の役割は、訴訟等の場合、争点整理等との関係で裁判所を補助することであり、鑑定人のような形で評価を下してそれを直接裁判に使うというようなことは、必ずしも専門委員に期待されていたことではない。この手続においてアクセスプロバイダの特定そのものを行う場合、従来考えられてきた専門委員よりもさらに踏み込んだ形での関与ということになるので、少し検討が必要。【垣内構成員・第6回】
- 開示命令のプロセスについて、コンテンツプロバイダのみに対する開示命令を求めて、コンテンツプロバイダから情報の開示を受けて一度手続を終わらせ、その後改めてアクセスプロバイダに対して開示命令を申し立てるといった方法のほうが、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダへの開示手続を1つにするよりも、手続が迅速になる場合があるのではないかと。【清水構成員・第6回】
- 提供命令と消去禁止命令について、コンテンツプロバイダが提出したIPアドレスによって特定したアクセスプロバイダが海外事業者であった場合などについて議論がされていないのでもう少し検討しなければならない。【北條構成員・第6回】

これまでの主な意見（続き）**<アクセスプロバイダの特定主体・方法（続き）>**

- 新たな裁判手続が期待された機能を発揮するためには、コンテンツプロバイダから発信者情報を早期に入手した上でアクセスプロバイダを迅速に特定する必要性が高い。そのため、必要な技術的知見の円滑な利用を可能にするため、そうした知見を有する者が手続に関与する仕組みが必要と考えられる。そうした仕組みのあり方としては、すでに研究会で言及されているコンテンツプロバイダ自身や専門委員のほか、裁判所調査官、鑑定人、査証人など様々なタイプのものが考えられ、技術的知見の内容や想定される利用方法などを踏まえ、引き続き検討する必要があると考える。【垣内構成員・第7回意見】
- 権利侵害の明白性が判断される前に申立者側に情報を渡すのは通信の秘密との関係から難しいが、裁判所においても、（アクセスプロバイダやログ特定をできるような）専門的な人がそうはいないと思われる。申立側の代理人弁護士のような知見を有する弁護士について、互助組的な弁護士情報の提供システムなどを作り、もし、必要な場合にはコンテンツプロバイダ側に（アクセスプロバイダやログ特定を）援助することで、特定を義務付けられたコンテンツプロバイダが必要に応じてその知見を得られるような仕組みにするのが実務的にも一番回るのではないか。コンテンツプロバイダへの義務の付け方次第ではないか。【上沼構成員・第7回】
- アクセスプロバイダの特定の方法について、コンテンツプロバイダ側の代理人弁護士の意見・助言を求める方法はあると思う。又は最終的な開示命令の段階で、代理人弁護士側に、今までと同じ仮処分のような形でコンテンツプロバイダの持つ情報を開示し、それでアクセスプロバイダを特定して、もう1回非訟手続をするということでもよいのではないか。【北條構成員・第7回】
- 裁判所はコンテンツプロバイダによるアクセスプロバイダの特定作業が間違いなく行われたと確認できるための必要な専門的知見を自らも持っているということが必要。正確で迅速な対応をするために必要な、電子的なデータでの作業が円滑に進めるような仕組みも併せて考えてほしい。【大谷構成員・第7回】
- 能力のないCPは、申立代理人のような弁護士の知見を借りればよいとは、申立代理人に開示せよという趣旨ではなく、申立代理人群のような知見のある弁護士を自らの費用で委任すればよいという趣旨。互助会と申したのはそのような知見を有する弁護士を推薦するための仕組みは別途作ればよいという意味。【上沼構成員・第7回後意見】
- 特定されたAPを申立人である被害者に知らせることが認められるのが、CPに対する開示命令によって初めて被害者に対して開示が可能になる前提とすると、「申立人主張の侵害情報の発信にかかるAP」などの形で抽象的に特定することを認めたり、CPに対する提供命令と抽象的な形で特定されているAPに対する消去禁止命令を同時に発令するなど手当てを要する問題が少なからず生じる。APからの不服申立てを認める場合、APが誰であるかについて被害者に開示することはできないとすると、抗告状の写しの送付に際してAPが特定されないように表示するのかとする問題が生じる。こうした問題を回避するためには、現在でもCPに対する開示命令は保全処分として発令できるものとされていることに鑑み、特定されたAPを申立人である被害者に知らせる限度では、開示命令の確定を待つ必要がないものとするのが考えられる。終局裁判前の保全処分としてCPに対する開示命令を発令できるものとする場合には手当てが必要と思われる。【垣内構成員・第8回】
- 訴訟以降後の取り扱いについて、APとしてCPを当事者として選定することができることから（民訴30条参照）、選定者としての特定は前記のような抽象的なもので足りると解するか、当事者として顕名して自ら手続に関与するかを選択してもらうといった対応も考えられるかもしれません。異議後の訴訟の当事者が誰になるかという問題とも関連し検討が必要な点と思われる。【垣内構成員・第8回】
- ✓ IPv6の長いアドレスについて紙やFAXでは対応できない。電子化した対応が必須であると考えられる。【JAIPA・第7回】

これまでの主な意見

<提供命令と消去禁止命令の発令要件>

- 迅速なログ保全のためには、コンテンツプロバイダが開示判断を争うべきだと考えているときでも、ひとまず、アクセスプロバイダの特定に資する情報の確保や提供は先行して行い、実際の開示判断については、十分に主張し、審理を尽くした上で手続を進めることが可能となるような順番でフローを考える必要がある。提供命令の発令に時間がかかるとログが消去されてしまうため、アクセスプロバイダとコンテンツプロバイダ間をスムーズに連結する流れを併せて考えなければいけない。【大谷構成員・第6回】
- 提供命令と消去禁止命令の発令要件をどういう形で考えるのかということが非常に重要な問題。現在の仮処分よりも迅速な形で判断し、命令が発令できるような要件立てを考えていく必要がある。【垣内構成員・第6回】
- ログ保存の確実性を優先するために、提供命令と消去禁止命令について、従来よりも要件を緩和して迅速化を図ることには賛成。【若江構成員・第6回】
- 提供命令と消去禁止命令については、ログが消去されるおそれがあるために迅速に発令する必要があり、発信者を特定できる情報が請求者側に開示されるわけではなく、発信者側の不利益も限定的なので、簡易迅速な手続を導入すべきであることは理解できる。【栗田構成員・第6回】
- 開示命令のプロセスと提供命令・消去禁止命令のプロセスにおいて、どこで発信者の利益保護を図るのかということが問題。提供命令・消去禁止命令は迅速性が求められることや、発信者の個人情報被害者側に渡ることではないので、この段階における手続保障というのはそこまで高度なものが求められない。【前田構成員・第6回】
- 「開示命令のプロセス」と「提供命令・消去禁止命令のプロセス」では、簡易迅速な手続の必要性と発信者に与える影響の点で質的な相違がある。「提供命令・消去禁止命令のプロセス」では、一面ではログが消去されるおそれがあるために迅速に命令を発する必要があるが、他面では発信者を特定できる情報が請求者に直接開示されるわけではないため簡易な手続によっても大きな問題はない。これに対して、「開示命令のプロセス」にはこれらの点は当てはまらない。したがって、「命令①のプロセス」と「命令②・③のプロセス」は分けて論じるべき。例えば、前者については、簡易迅速性よりも十分な審理の保障を優先することも考えられる。【栗田構成員・第6回後意見】(再掲)

<複数のAPが存在する場合の扱い>

- ①CPがログイン時IPアドレスとして複数のAPが保有するIPアドレスを裁判所に開示した場合、複数のAPを一緒の手続に参加させるようにするのか。②CPがログイン時IPアドレスとして海外のAPが保有するIPアドレスを裁判所に開示した場合、海外のAPを一緒の手続に参加させるようにするのか。③CPがログイン時IPアドレスとして複数のAPが保有するIPアドレスであり、そのうちいくつかは海外のAPが保有するIPアドレスを裁判所に開示した場合、海外のAPを一緒の手続に参加させるために、海外のAPからの回答を待つ必要があるが、国内のAPが参加しているにもかかわらず、回答待ちの期間が増えることにならないか。④CPが投稿時IPアドレスやログイン時IPアドレスに加え、(SMS認証に使用した/使用していないにかかわらず)国内の携帯電話会社や固定電話会社の管理する電話番号を保有していた場合、電話番号を保有する電気通信事業者も一緒の手続に参加させるようにするのか。【北條構成員・第6回後意見】

これまでの主な意見（続き）**<アクセスプロバイダの特定主体・方法>**

- 裁判所による提出命令の創設を考える際、コンテンツプロバイダの負担を考慮する必要がある。実務上、作業量が膨大なケースや、ログの特定作業がかなり難しく特定できないケースもあるので、請求者側の弁護士に頼らず、コンテンツプロバイダのみでどうやって特定していくのかは注意して検討しなければならない。【北澤構成員・第6回】
- 裁判所がコンテンツプロバイダに対してアクセスプロバイダの特定を命令するという点について、コンテンツプロバイダの負担が増える可能性がある。非訟手続であれば、裁判所において、専門委員を選任するなど何らかの外部の知見も取り入れたりすることもできるのではないか。【北條構成員・第6回】
- 裁判所に専門委員を設置する場合、専門性が高いため全国に設置するのは難しいかもしれないので、特定の裁判所に設置するような体制を整える必要がある。【大谷構成員・第6回】
- アクセスプロバイダをどうやって特定するのかという点が非常に重要。ただし、専門委員の設置に関しては、従来の専門委員の役割は、訴訟等の場合、争点整理等との関係で裁判所を補助することであり、鑑定人のような形で評価を下してそれを直接裁判に使うというようなことは、必ずしも専門委員に期待されていたことではない。この手続においてアクセスプロバイダの特定そのものを行う場合、従来考えられてきた専門委員よりもさらに踏み込んだ形での関与ということになるので、少し検討が必要。【垣内構成員・第6回】
- 開示命令のプロセスについて、コンテンツプロバイダのみに対する開示命令を求めて、コンテンツプロバイダから情報の開示を受けて一度手続を終わらせ、その後改めてアクセスプロバイダに対して開示命令を申し立てるという方法のほうが、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダへの開示手続を1つにするよりも、手続が迅速になる場合があるのではないか。【清水構成員・第6回】
- 提供命令と消去禁止命令について、コンテンツプロバイダが提出したIPアドレスによって特定したアクセスプロバイダが海外事業者であった場合などについて議論がされていないのでもう少し検討しなければならない。【北條構成員・第6回】
- 新たな裁判手続が期待された機能を発揮するためには、コンテンツプロバイダから発信者情報を早期に入手した上でアクセスプロバイダを迅速に特定する必要性が高い。そのため、必要な技術的知見の円滑な利用を可能にするため、そうした知見を有する者が手続に関与する仕組みが必要と考えられる。そうした仕組みのあり方としては、すでに研究会で言及されているコンテンツプロバイダ自身や専門委員のほか、裁判所調査官、鑑定人、査証人など様々なタイプのものが考えられ、技術的知見の内容や想定される利用方法などを踏まえ、引き続き検討する必要があると考える。【垣内構成員・第7回意見】

骨子

- 新たな裁判手続における当事者構造をどのように設計すべきか。
- 発信者情報を保有しているのはプロバイダであることから、新たな裁判手続のプロセスにおいても現行制度と同様に、プロバイダが直接の当事者となることが適当ではないか。
- 新たな裁判手続の中においても、発信者の権利利益がその意に反して損なわれることのないよう、原則として発信者の意見を照会しなければならないこととし、発信者の意見が開示判断のプロセスに適切に反映されるようにするなど、発信者の権利利益の確保を図る構造を維持することが適当ではないか。
- 現行制度の場合と同様の当事者構造を維持する場合、直接的な当事者となるプロバイダが発信者の意見を裁判所とやりとりをする前に確認することは、裁判所における手続のプロセスを通じて発信者の意見を踏まえプロバイダが適切に対応することに資するのではないか。

これまでの主な意見

- 新たな裁判手続については、最初の段階では発信者が誰かということが分からない前提で手続を進めていくということになるので、情報を直接持っているのはプロバイダ側であり、やはり何らかプロバイダが当事者的な形で関与する手続ということにならざるを得ないと思う。【垣内構成員・第3回】
- プロバイダを一方当事者にすることが、発信者情報開示制度が適切に機能していない一因ではないかという指摘があるが、現在の開示実務ではプロバイダが匿名の表現者のために防御活動をしている、言わば匿名者の防波堤のような立ち位置に立っているような側面があり、こういった防御活動によって、現行制度で必要以上に表現を萎縮させていないというバランスが保たれている側面は否定できない。【北澤構成員・第3回】
- 現在の制度については、プロバイダ側が事実関係までも含めた調査を重ね、発信者の権利のために裁判で主張してくれているからこそ、開示請求の仮処分でもある程度の割合で却下されているが、新たな裁判手続によってプロバイダの防御を剥がしてしまうということは、実質的に匿名表現の自由の保護レベルを下げることになるのではないかという不安があり、発信者の手続保障という点についてかなり懸念。【若江構成員・第3回】
- 開示命令について、基本的にコンテンツプロバイダとアクセスプロバイダと一緒に手続を進めることになると思うが、どちらがどのように意見照会を行うのか、整理が必要ではないか。【北澤構成員・第6回】
- アクセスプロバイダに発信者の代弁をさせるのは厳しいと思う。現状、真面目なアクセスプロバイダが事実上代弁しているが、代弁を義務として負担を重くするのは無理がある。新たな手続における当事者構造を考えるに当たって、発信者への意見照会を裁判所が行うという構造にもできるはずなので、アクセスプロバイダは裁判所の照会をリレーするだけにして、逆に負担を軽くするほうがよいと思う。【丸橋構成員・第6回】
- 当事者構造について、非訟手続という性質上、双方が対立的になる必然性はないが、現在検討しているのは、プロバイダに対して開示の義務を課すという手続のため、プロバイダの手続保障という意味でも、プロバイダを当事者とすることが望ましいのではないか。【垣内構成員・第6回】
- 実際には特定に必要な情報や様々な事実関係について承知しているのはもっぱら申立人とプロバイダであり、裁判所が全て職権で解明するのは難しい。非訟事件手続法において、当事者には審理に従って誠実に手続を遂行すべきであることや、迅速な審理や裁判の実現のために事実の調査等に協力するといったような責務が規定されているため、実際に特定に必要な情報や事実関係について承知しているプロバイダに当事者として必要な資料等の提出を行わせることは必要。【垣内構成員・第6回】
- 当事者構造については、資料記載の通り、プロバイダが直接的な当事者となるのが適当と考えられるが、ログの早期保全の仕組みを創設した場合に、最終的に開示される情報の内容をどのように考えるかという問題との関係で、コンテンツプロバイダの位置付けが変わってくる可能性がある。そのこととの関係で、コンテンツプロバイダによる開示命令への不服申立権の有無などの問題についても、引き続き検討する必要があると考える。【垣内構成員・第7回】
- ✓ 現状の仕組みとして、プロバイダが相手方として関与し、投稿者への意見を聞きつつ、証拠の不足や法律上疑義がある点について指摘をすること等によって、申告者からの濫訴的訴訟があった際に、不当な開示を防止する機能を果たしている。仮にプロバイダの関与をなくす方向のみで検討をすすめると、裁判所において十分な審理がなされず、拙速な判断がなされ、発信者情報開示が不当に増加する懸念がある。現状のプロバイダの果たしている役割を維持できるようにプロセスを構成する必要があることに留意が必要である。【ヤフー株式会社 意見募集】

骨子

- プロバイダを直接の当事者とした場合に、手続の中で発信者の意見を適切に反映するための方策として、現行制度においてプロバイダに義務づけられている発信者への意見照会とともに、どのような観点や仕組みが必要か。
- 発信者への意見照会については、その時期、その主体、権利利益の保障について総合的に検討すべきではないか。新たな裁判手続では、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダが連携してより確実に発信者の権利利益の保護を図る設計も可能なのではないか。

<発信者の意見のプロバイダを経由した反映>

- ②に基づき、新たな手続においても、現行制度と同様にプロバイダが直接の当事者となり発信者の意見照会により発信者の権利利益の確保を図る構造が維持される中で、現行制度の場合と同様に、直接的な当事者となるプロバイダが、裁判における手続の中で当事者としての主張を行う前に、意見照会により発信者の意見を確認することは、発信者の意見を踏まえプロバイダが適切に対応するという観点から重要なのではないか。
- 基本的に現行法の意見照会義務を維持しつつ、プロバイダがより適切に発信者の意見を反映させることができるよう、照会の際に「開示するかどうか」に加えて、「不開示の場合、その理由」を聞くこととする方法を検討していくことが有用なのではないか。特に、審理の中で争点となる可能性が高い事項や、書き込み内容の真実性など、発信者しか知り得ない事項については、プロバイダが事前に意見照会を行い、発信者から情報を入手しておくことが望ましいのではないか。

骨子

<意見照会による萎縮効果への対応>

- スラップ訴訟的な開示請求の濫用の場合にもプロバイダが発信者に意見照会を行うことで、発信者への心理的負担や萎縮効果が生じるおそれが高いところ、濫用的な意見照会を防ぐためにどのような方法が考えられるか。不開示の場合には意見照会が行われないとすると、発信者への萎縮効果やプロバイダの負担は軽減されることが指摘される。しかしながら、仮にプロバイダの意見照会義務を廃止した場合や、開示手続の初期にプロバイダが発信者の意向を十分に確認していない場合には、プロバイダは形式的な反論や、場合によっては発信者の意向に基づかない反論をせざるを得なくなることで、円滑な手続が進まなくなり、被害者・プロバイダ双方にとって不利益となる可能性が高いと考えられるが、どうか。
- 他方で、現行法においても、意見照会を行わなくてもよい「特別な事情がある場合」について、例えば、発信者情報開示請求が被侵害利益を全く特定せずに行われた場合等、法第4条第1項の定める要件を満たさないことが一見して明白であるようなときも含むとされており、このような場合にプロバイダが不必要な意見照会を行わないようにするためには、どのような方策が考えられるか。
- どのような場合に開示請求の濫用であり意見照会が不要であるかの判断をプロバイダが行うことは、多くの場合難しいと考えられ、やはり原則としてプロバイダは発信者への意見照会を行うことが適当ではないか。他方で、開示請求の濫用であり意見照会が不要と考えられる場合の事例の積み重ねが今後の制度運用の中で図られるのであれば、状況に応じて、ガイドライン等への追記を検討していくことも望ましいのではないか。

骨子

<発信者の直接的な手続保障>

- 例えば、発信者が望む場合や、プロバイダが不熱心な応訴態度を示した場合には、追加的に意見を反映させる仕組みとして、裁判所に書面により意見を提出できるための方法等が考えられるか。それを、被害者側に対して確実に匿名を保持したまま行うためにはどのような配慮が必要か。特に、裁判所に提出された書面は、裁判記録となり、原則として当事者等は記録の閲覧が可能である点を踏まえ、発信者・プロバイダ・裁判所のうちどの主体が匿名を保持するための責任を負うことが考えられるか。
- 例えば、原則として当事者等は記録の閲覧が可能である点を踏まえ、被害者に対して秘匿しておきたい部分について発信者自らが匿名化の責任を負った上で、プロバイダを通じるなどして裁判所に書面を提出する方法についてどう考えるか。
- 他方で、発信者が望む場合に、匿名で手続関与を認める方法（例えば裁判所が発信者に直接話を聴くような手続を想定）も考えられるが、他に例のない制度であり、当該手続に被害者を関与させることができず、発信者の主張等についての攻撃防御の機会の保障の面で問題があるといった点で、法制面及び裁判所の運用面でハードルが高いといった課題があると考えられるのではないか。
- プロバイダの意見照会義務を存置する前提の下、不熱心なプロバイダが同義務に反して意見照会を行っていない場合に備え、氏名・住所等の発信者情報が開示される前に、裁判所の意見照会等によって必ず1回は発信者の意見が聴取されることを確保する必要があるという指摘についてどう考えるか。一方、ヒアリング結果によると、国内のほとんどのアクセスプロバイダは概ね全ての場合において意見照会を行っていることを踏まえどう考えるか。
- 裁判所が開示要件を満たすという心証を得た段階で裁判所がプロバイダに意見聴取の囑託を行うなど、発信者情報を開示する場合に必ず意見照会を行う方法についてどう考えるか。発信者に2度意見照会を行うことで審理における主張に有効な情報が発信者から新たに得られる可能性は低いと考えられ、開示決定までの迅速性も失われるという課題もあることから、手続の初期の段階で適切に意見照会により発信者の意見を確認することがより望ましいのではないか。

<裁判所による発信者への通知・意見照会>

- 裁判所から発信者に直接連絡がいく仕組みを設けた場合、発信者への心理的負担や萎縮効果が生じるおそれが高いのではないか。

骨子

<発信者の異議申立てへの関与>

- 請求権を存置しこれに「加える」形で非訟手続を新たに設ける場合、非訟手続による開示決定に対して、異議申立てにより、必要な場合には訴訟に移行することが可能となると想定され、手続の当事者はあくまでプロバイダであることから、異議申立てを行うかどうかについては最終的にはプロバイダが決定すべき事項であるものの、異議申立ては当事者ではない発信者にとっても利害の大きい事項であることから、発信者が異議申立てにどのように関与することが望ましいか。
- 発信者にも異議申立ての権限を与えることや、異議申立てに際して、プロバイダに発信者からの意見聴取を義務付けるという方策が考えられるのではないかという指摘について、どう考えるか。
- 他方で、①手続の当事者はあくまでプロバイダであること、②異議申立てを行ったとしても開示となる可能性が極めて高いような争訟性が低い事案の場合であっても、すべからず発信者による意向のみで異議申立てが可能であるとする、争訟性が低い事案の場合には非訟手続のみで被害者の迅速な被害回復を図るといった新たな裁判手続の制度趣旨にそぐわないこと、③プロバイダが望まない場合にも異議申立てにより訴訟に移行した場合であっても原則として訴訟に係るコストはプロバイダが負うことになること、といった課題についてどう考えるか。
- 上記の観点を踏まえると、異議申立てについては直接の当事者であるプロバイダが決定すべき事項であるものの、発信者から非訟手続における開示決定に対して異議申立てを希望する意向がある場合には、プロバイダは可能な限り発信者の意向を尊重した上で、個別の事案に応じた総合的な判断により異議申立ての要否を検討することが望ましいのではないか。

これまでの主な意見

<発信者の意見のプロバイダを経由した反映>

- 新たな裁判手続を実現するに当たって、発信者の手続保障の問題と、制度の濫用防止が重要。発信者の手続保障については、プロバイダが発信者の被害を代弁する立場になることが期待されるが、どうやってプロバイダにインセンティブを確保するかが重要。【前田構成員・第4回】
- 正当な表現であるときの発信者の匿名性をどう守るかという点から考えれば、当事者構造としては、最初の当事者はコンテンツプロバイダにならざるを得ないと思う。匿名で裁判を受ける権利というのは従来想定されておらず、実質的な利害関係人である匿名の発信者の権利利益を裁判手続として保障することは非常に難しい。現在はその匿名者の利益は意見照会と通信の秘密で事実上守られているので、それをこの新しい裁判手続でも基本的には変える必要はないのではないか。【上沼構成員・第6回】
- もし、もう少し踏み込むのなら似たような制度として、著作権法の118条では、無名または変名の著作物に関して、出版社が自己の名をもって無名または変名の著作者の代わりに権利行使ができる制度があるので、このように匿名の発信者の権利利益をプロバイダが代弁することを制度化することなどが考えられるのではないかと。【上沼構成員・第6回】
- 匿名で中傷している発信者を特定したいというケースにおいて、現状の意見照会以上に保護する必要があるのか。最終的に身元が特定されたとしても、権利侵害かどうかをさらに争うことができるため、その保障で十分ではないか。【清水構成員・第6回】
- アクセスプロバイダが意見照会して権利侵害の明白性の立証に資する文書を発信者からもらっても、それを提出すると相手側に発信者の身元を特定してしまう場合があるという問題があるので、この点について、裁判所側で留め置く仕組みがうまく作れないか。【丸橋構成員・第6回】
- 発信者への権利利益の保護の一環としての発信者への意見照会が適切に行われるような制度設計が必要。プロバイダの利用規約において、プロバイダが明白な権利侵害があったと判断した場合、個別の意見照会を行わずに発信者情報の開示請求に応じることができることを規定している場合、あるいは発信者の意見照会を行うために必要な情報を保有していないなど実質的に意見照会を行わない場合も考えられるところ、適正な匿名表現を行った発信者とその意に反して発信者情報を開示されないで済むような機会を全体の開示プロセスの中で少なくとも1か所設けることが必要。他方、裁判所からの照会が発信者を委縮させかねないとの見解もあるところ、プロバイダから適切な意見照会がなされた事実がない場合のみ、裁判所からの照会ができる調査嘱託をカスタマイズした制度なども検討してみてはどうか。【大谷構成員・第6回後意見】
- 仮に、裁判所との関係でも匿名性を維持するという場合には、裁判所として直接に発信者に対して連絡を取ることができないため、例えばプロバイダ等の第三者を介在させざるを得ないこととなる。この場合、介在者が発信者に由来する書面等を誠実に伝達しているのかどうかについて裁判所としては確認する手段がなく、発信者としても裁判所に直接異議申立て等をする手段がないため、なりすましなどの問題が生じるおそれもあり、発信者への手続保障を図るにあたっての障害は、より大きなものとなる。もっとも、プロバイダによる意見照会を発展させる形で、発信者が提出を希望する書面を裁判所に提出すべき義務を定めたり、裁判所からの連絡事項を発信者に伝達する義務を定めるような手立てについては、この場合でもなお検討に値するようと思われる。【垣内構成員・第7回意見】
- 意見照会については、明らかに権利侵害でないような事案について意見照会するより、もう少し開示の是非が争われるような段階で意見照会するのが必要であり、発信者が希望した場合には、更に詳細に事情を説明することができるような場を設けることも重要。また、プロバイダによる不熱心な応訴態度は、通信の秘密の侵害にあたり法令上の責任が生じることを確認するべきであり、契約上や条理上の責任のみでは不十分である。新しい裁判手続を導入する場合には、異議訴訟ができるかどうか重要であり、それを発信者が希望した場合に切り替えられるようにできないか。【若江構成員・第7回】

これまでの主な意見

<発信者の意見のプロバイダを経由した反映(続き)>

- 構成員の間で萎縮効果のイメージがかみあっていない部分がある。プロバイダから意見照会を行った場合、発信者が後ろめたいと思ったのか自ら開示を申し出た例などがある一方で、プロバイダから意見照会した場合にはきちんと攻撃防御ができないという事例はほとんどなかった。【丸橋構成員・第7回】
- プロバイダが今行っている意見照会ですら濫用的と言われると対応に困るのではないか。裁判所が間に入って、必要な場合だけ照会をするという手続きはあり得る。また、現在、任意開示の請求がきたときに全て意見照会をしているのであれば、意見照会は濫用の問題ではないのではないかと。何が濫用であって何を抑制すべきか整理が必要ではないか。【上沼構成員・第7回】
- 4条2項の「意見照会」の濫用は、意見照会が必要なのは開示するかもしれないので発信者のプライバシーは表現の自由等発信者の権利利益が不当に侵害されることのないよう、発信者の意見を聞くべきという趣旨であって、4条1項の要件を満たさないことが明らかな場合まで意見照会を必要という趣旨ではない。逐条解説によれば、「当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き」に関し、「特別の事情がある場合」とは、例えば、発信者情報開示請求が被侵害利益を全く特定せずに行われた場合等、第1項の要件を満たさないことが一見して明白であるようなときも含むものである」という表現であり、被侵害利益がある程度特定されているなど請求自体から権利侵害が否定できない場合には意見照会義務があると解されているのではないかと。任意の請求の場合にも100%照会されているとすると、裁判手続の濫用防止の検討とは別の話ではないか。【上沼構成員・第7回後意見】
- 非訟手続においては職権探知主義が採用されると思われるので、裁判所が、発信者の利益保護が図られるよう、プロバイダに主張立証を促したり、発信者からの直接の主張を促したりなどの訴訟指揮を取ることも考えられる。書面での主張に限れば、被害者側にも攻撃防御の機会を確保できる。他方、意見照会が負担となる発信者が一定数いるという指摘もある。ある程度の負担は避けられないが、ログ保全の要件すら満たさないような開示請求の場合は、意見照会が現行法4条2項の「特別な事情がある場合」に該当することを明確化し、過度に発信者に負担が及ばないようにすることは考えられる。【前田構成員・第8回】
- 発信者への意見照会がないとプロバイダは形式的な反論、場合によっては検討違いの反論をせざるを得ない点については、当方の考えとずれている。仮処分の場合、ログの保存期間の問題もあり、決定までに意見照会が間に合うケースは少なく、これについてはやむを得ないと思っている。こういった発信者の意見照会を経ない段階での訴訟活動でも、一定数は取下げや却下されていることから、必ずしも発信者の意向を確認できないと円滑な手続が進まなくなるというような弊害が生じるかという、現場の感覚からすると疑問。【北澤構成員・第8回】
- プロバイダが不要な意見照会をしないようにするというのは、理念的にはそのとおりであるが、濫用的な意見照会をプロバイダが判断するのは難しく、意見照会せずに訴訟になってクレームに至るリスクを考慮する必要があり、実際には難しいと思う。【北澤構成員・第8回】
- 意見照会が必要なのは間違いない。一定の審理を行った段階で裁判所の心証が形成され、認容の可能性が高くなった段階で意見照会することにより、開示に当たらないような場合に意見照会をしてしまうようなケースの意見照会を防げるという一定のメリットがあるのではないかと。【北澤構成員・第8回】
- 意見照会を行う主体について、同時に複数のプロバイダが意見照会できる状態にある場合の扱いをどうするのか。この場で検討すべきものではないかもしれないが、発信者はだれに回答しなければならないのかや、それぞれの回答が異なる場合などを考える必要がある。【北澤構成員・第8回】
- プロバイダが手続の当事者となって手続進行することを前提とすれば、プロバイダが発信者に意見を照会する仕組みそのものは、存置することが適切と考える。また、資料に記載の通り、その際、不開示を希望する場合にはその理由を聞くべきことを明確化することも、適切と考える。【垣内構成員・第8回】

これまでの主な意見

<発信者の意見のプロバイダを経由した反映（続き）>

- 濫用的な意見照会を防止し、かつ発信者の権利利益の保護を行うという双方を両立させることは難しいと思う。権利侵害の明白性がないのであれば意見照会を行わないが、訴訟になったときに意見照会をするなど、運用で対応できる部分はあるのではないかと。また、意見照会の方法については、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダが一緒に新たな裁判手続を行っていくことが想定されるので、その中で上手く運用として解消できればよいと思う。発信者の権利利益の保護は、何らかの形で発信者の主張が裁判所に届けられればよく、それがどのルートをとるかどうかは実質的な問題ではないと思う。【上沼構成員・第8回】
- 発信者への意見照会の時期、誰が行うか、発信者の権利をどう保障するのかを総合的に検討すべき。新しい裁判手続では、コンテンツプロバイダがベンチャーなどで、発信者にきちんと意見照会されないとしても、アクセスプロバイダまで巻き込んで、どこかできちんと発信者の意見を聴くことができればよく、証拠があれば手続の中のどこかで出してもらうことを確保する設計が可能なのではないか。【丸橋構成員・第8回】
- ✓ 「新しい裁判制度下では、原則として発信者の意見を照会する措置を講じる必要がある」とあるが、そのような対応はあくまでも発信者との契約に基づく義務の範囲内で、又は自主的に行われるものであり、発信者との契約の問題として捉えられるべき。【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構 意見募集】
- ✓ ISPに過失がなくとも、不熱心な応訴態度により責任を負わされるのはつらい。ISPは既に大きな負担をしており、中小ISPの負担も大きい。【JAIPA・第7回】
- ✓ 意見照会に関して、開示決定を行うまでの間には必ず意見照会を一度は行うことを前提としつつ、被害者側からの主張や証拠（書き込みの内容）などをもとに、裁判所において意見聴取をするまでもなく不開示が相当と判断できる場合には請求を却下するという提案がある。意見照会は不利益を受ける発信者の手続保障を目的としているので、発信者に不利益が想定されない場合、すなわち開示請求を却下する場合は意見照会は必須とはいえない。他方で、今の制度では、ISP事業者は発信者の意見を聴いた上で被害者や裁判所への対応を行っているところ、意見照会をせずにISP事業者だけで主張を組み立てることは難しい。なお、ISP事業者が意見照会の可否を判断することも適切とは思われないため、ISP事業者が意見を求められるのであればおそらく全件発信者に意見照会をした上で意見を出すことになる。現在の実務において、意見照会に対して同意の回答をする発信者が一定数存在する。意見照会を全件行うかどうかは、発信者への萎縮効果やISP側の事務負担と、今まで意見照会での同意で行われていた開示が一部行われなくなることで予想される展開などのバランスで判断されると考えられる。【JAIPA・第7回後意見】
- ✓ 開示の意見照会は義務であるため全件行うが、CPはAPと異なり、メールアドレスのみ保有している場合が多く、返信率はそこまで多くない。【ヤフー株式会社・第8回】
- ✓ 発信者に対して意向を確認することは非常にいいことだが、意見照会手続にはコストが発生し、そのコストを誰が負担すべきかという議論がある。【LINE・第8回】

<発信者の直接的な手続保障>

- 発信者についてより直接的な手続保障を何か講ずることはできないかということは重要な課題と考えており、発信者が申立人には知られない形で手続に関与する方法を工夫できないかということが検討課題。【垣内構成員・第3回】
- 従来はプロバイダが発信者の利害を主張する役割を果たしてきたが、著作権侵害など場合によってはプロバイダと発信者の間で利害が対立することもあり得るので、発信者の手続保障を実現するためには、対立構造とはいかなくても、それに準ずるような形で発信者の利害を適切に代弁できる存在が手続に関与することが重要ではないか。【前田構成員・第3回】
- 決定に対して不服がある場合の不服申立てなどについて、匿名性を担保しながら発信者自身が手続に関与できる仕組みも重要。【前田構成員・第4回】
- 開示命令に関しては、手続保障を厚くする必要があるため、補助参加に準ずるような形での参加というのも当事者が望めば認めてもよいのではないかと。【前田構成員・第6回】
- 最終的な開示の場面では、発信者の利害関係が非常に重大になるため、それをどのような形で手続に反映させるのかという問題は非常に重要。普通であれば、発信者が争う気がないのであれば積極的に手続に関与したいということもないと思うが、発信者が自ら意見を主張したい場合に、それをプロバイダを介する形だけに限定しておくことで本当にいいのかわかりにくい。他方で、本来であれば利害関係参加のような形で発信者が参加人として手続に関係できれば望ましいが、匿名のまま参加人としての手続遂行ができるかどうかは難しい。ただし、書面の提出等については、プロバイダを介在させず、匿名で直接書面を提出するようなことができないか。【垣内構成員・第6回】

これまでの主な意見

<発信者の直接的な手続保障(続き)>

- 発信者の手続関与の問題は重要だが、いうまでもなく匿名性が大きな障害となる。この匿名性については、①被害者との関係での匿名性と、②裁判所との関係での匿名性を分けて考える必要がある。これらのうち、①については、最終的に発信者情報の開示が命じられるまでの間は、当然維持されるべきであるが、②については、両論あり得るように思われる。仮に、裁判所との関係では発信者の氏名等が開示される場合には、裁判所が直接発信者と連絡を取ることが可能となるので、被害者との関係では匿名性を維持するための仕組みを導入するものとした上で、発信者に一定の手続関与を認めることも、不可能ではないと思われる。ただし、例えばインカメラ手続的な形で裁判所が発信者に直接話を聴くような手続に関しては、その手続に被害者を関与させることができず、発信者の主張等についての攻撃防御の機会の保障の面で問題をはらむことから、導入のハードルは高いと考えられる。それに対して、発信者から書面限りの意見聴取をするということであれば、当該書面を匿名化した形で被害者側に開示することで被害者側の攻撃防御の機会を確保することが可能であるため、十分に検討に値すると考えられる。【垣内構成員・第7回】
- 発信者の権利利益の保護について、現状のようにプロバイダ経由で裁判所に伝える方法と、匿名性を維持したまま、当事者に準じるような存在として直接裁判所とやり取りをする方法がある。当人が望む場合という限定がつくが、直接手続に関与することもありうるのではないかと。ただ、その場合、手続負担が重くなり、開示までの期間が長くなる可能性があるため、それとのトレードオフということになる。【前田構成員・第7回】
- 発信者の意向を確認するとしても、異議申立てを行うかどうかをプロバイダが最終的に決定する制度では、発信者の意向が手続に適切に反映されるとは限らず、異議申立てを行うべき事案においても異議申立てが行われぬという問題が生じ得るのではないかと。【栗田構成員・第8回】
- 発信者は重大な利害関係を有する一方で、アクセスプロバイダは強い利害を有しない場合や、知的財産権侵害の場合などではコンテンツプロバイダと発信者との間で利害が対立することもある。この点は現行法でも課題だったといえるが、非訟手続が導入されればより一層問題が顕在化する可能性もある。発信者が強く争うケースは全体から見れば少数であり、争う機会を拡充しても、平均的には手続きの迅速性を損ねる結果にならないのではないかと。具体的な対応策としては、現行の意見照会制度を維持しつつ、希望する発信者には、直接裁判所に対して、相手方に対する匿名性は維持したまま書面で主張をなす機会を付与することが考えられる。【前田構成員・第8回】
- 実体的請求権を存置し、非訟手続から異議訴訟に移行する仕組みを考える場合、当事者に加えて、発信者にも異議申し立ての権限を与えることが考えられる。発信者の権利利益保護がさらに図られることや、プロバイダに熱心に応訴するインセンティブが生じることが期待できる。また、異議申し立てに際して、プロバイダに発信者からの意見聴取を義務付けるという方策も考えられる。発信者が直接手続に関与する場合、自らの費用と責任で行うことが基本となるのではないかと。【前田構成員・第8回】
- (現行制度でも控訴するかどうかはプロバイダの判断に任されており、どこまで発信者の意向を反映するための仕組みが必要かは考慮の余地があるという意見に対して)一旦、開示の可否を訴訟手続において審理されたうえで控訴するかどうかという場面と、そもそも開示の可否を訴訟手続で審理される機会を得られるかどうかという場面とは区別して論じるべきである。【栗田構成員・第8回】
- 仮に異議申立てについてプロバイダが発信者の意向に拘束されるとすれば、誹謗中傷やその疑いのある投稿を何件も繰り返し行う発信者とその全件について異議申立てを希望すれば、プロバイダは全件について異議申立てをしなければならないことになるが、このような手続が適切かどうかは疑問がある。もっとも、これとは逆に、異議申立てについてプロバイダが発信者の意向に拘束されないとすれば、プロバイダが対応しなければ、異議申立てをすべき事案においても異議申立てが行われず、発信者の利益が害されるおそれがある。発信者の利益の手続的保障について何らかの制度的な手当を行う必要があるが、異議申立てに関する発信者の意見をどのように反映させるかは非常に難しい問題がある。【栗田構成員・第8回】
- 制度上、発信者に常に費用の負担を課すことには慎重であるべき。費用を負担する覚悟がなければ情報発信ができないということにもなりかねない。また、例えば、発信者と直接の契約関係があるAPの場合には、契約上、繰り返し異議申立てを希望する発信者には費用の負担を求めるといった合意によって対応することも考えられる【栗田構成員・第8回】

これまでの主な意見（続き）**<発信者の直接的な手続保障（続き）>**

■ 現状、必ずしも控訴に発信者の意見が反映されないとのことだが、一度は訴訟で争う現状とは事情が違う。異議訴訟への移行に発信者の意向を反映させる何らかの制度的な担保が必要。争いたい人は少ないかもしれないが、少ないからといってその人たちを守る制度がなくていいということにはならないため、発信者の手続保障は厚くしていただきたい。また、訴訟費用を負担できないと匿名発信ができないということにもつながるため、発信者に費用負担を求めるというのは慎重であるべき。

【若江構成員・第8回】

■ 非訟手続における開示命令に対する異議申立てがあくまでプロバイダを主体とするものであることを考えると、発信者側が訴訟移行を求めることについて相当の理由があるような事案においては、そうした発信者の意向が十分に尊重される必要があると考えられる。非訟手続において開示まで命じることができるとする規律を導入する場合には、そうした発信者の意向が適切に反映されるような仕組みについて、十分に検討する必要があるものとする。【垣内構成員・第8回】

■ 「裁判所が開示要件を満たすという心証を得た段階で裁判所がプロバイダに意見聴取の囑託を行う方法」については、現在の意見照会に加えてそうした意見照会を行うということであれば検討に値するようと思われる。開示相当との心証が形成された段階であれば、もはや発信者への心理的負担や萎縮効果は大きな問題とはならないものと考えられる。もっとも、手続の最終段階で新たに重要な主張がされるようなことは望ましいことではなく、より早期の段階で適切な主張立証がされるような形での発信者側の手続保障の充実が可能であれば、その方がより望ましいと考える。【垣内構成員・第8回】

■ 発信者に対する直接的な手続保障に関し、インカメラ手続のような形で裁判所が直接口頭で話を聴くことはハードルが高い。他方で、発信者が、裁判所限りであれば頭名してよいと考えるのであれば、直接の書面による意見提出を認めるということは検討に値する。発信者の特定につながるような記載について不開示とするよう求める発信者の申立てに基づき、裁判所が当該申立てに正当な理由が認められる範囲で書面の一部を不開示と決定し、発信者が不開示と認められた部分を除いた書面を提出し、これを相手方当事者の閲覧等に供することが考えられる。この場合、匿名保持のための不開示の申立てや、不開示部分を除去した書面を作成することについての責任は、基本的に発信者自身が負うこととなる。【垣内構成員・第8回】

■ 発信者への意見照会が適切に行われるようにすることが必要。非訟手続の柔軟性を生かし、裁判所が開示又は非開示の心証を得た時点で、被害者に対する発信者の匿名性を保持したまま、裁判所が必要と認めるときには、プロバイダを介した調査囑託等の手続により、被害者又は発信者への反論の有無を確認するステップを踏むことができることも必要。発信者に、「発信者の名前を開示請求者にお知らせしない段階で、裁判所等が必要と認める場合、当社が再度照会を行ってもよいかどうか」について確認し、同意がある場合に行うことで、発信者への不意打ちによる委縮を防ぐことも必要ではないか。【大谷構成員・第8回後意見】

■ 正当な匿名表現は保護されるべきだが、どこまでが匿名表現として正当な保護を受けるべきなのかということかと思う。現行制度の下においても、意見照会が来たときに代理人を立てる発信者もいるとの話であり、本気で争いたい人は代理人を立てて争ってくれということかと思う。代理人を立てている発信者をプロバイダが無視するというのは想定しづらい。これらを考慮すれば実際の運用で発信者の利益は保護されるのではないかと思う。【上沼構成員・第8回】

■ 発信者の権利利益の保護は非常に重要だと思っている。他方、現行の制度でも控訴するかはプロバイダの判断であり、必ずしも控訴されるということは担保されていないという点を考えると、どこまで発信者の意向を反映させるための仕組みが必要なのかというのは一定程度考慮の余地がある。開示請求の濫用の可能性に焦点があたりがちだが、異議申立の濫用の可能性も考慮する必要があり、発信者の意向と異議申立の濫用の両側から検討が必要。先ほどのヤフーからの説明では、コンテンツプロバイダは争訟性の高いものはきちんと対応しているということなので、争訟性の高いものは争う途が制度的にあり、発信者への意見照会の仕組みがあれば発信者の権利利益は反映されるのではないかと思う。濫用防止については発信者に費用を請求するしかないのではないかと思う。【上沼構成員・第8回】

✓ 主張立証を尽くす姿勢であり、明白性は成立しないのではないかといったことは主張していて、裁判所から請求が認められないケースもある。非訟手続の場合も発信者の意見をきちんと反映させるべきであり、プロバイダが意見照会手続を行わないという問題は法令上というよりは運用上の問題。【ヤフー株式会社・第8回】

これまでの主な意見（続き）

＜裁判所による発信者への通知・意見照会＞

- 発信者に意見照会をすることによる萎縮効果を心配する意見が相当数ある。現状でも威嚇に使われるケースが指摘されており、発信者関与の方法には注意が必要。【若江構成員・第5回】
- 発信者の権利利益の保護が重要であることについては全く異論はないが、発信者が提供命令や消去禁止命令のプロセスに関与するというをどの程度望んでいるのか。匿名表現の発信者が裁判所に呼ばれること自体が表現に対する萎縮的な作用を持たないのかということが気になるため、発信者の利益の擁護や手続保障と同時に、発信者に対して過度な負担が生じないようにするというような配慮も必要。【鎮目座長代理・第6回】
- 裁判所が意見照会を行う場合には、裁判記録の中に当事者の住所、氏名が記録されることになるので、實際上難しい。【清水構成員・第6回】
- 発信者に過度な負担にならないような形で、しかし、関与を積極的に希望する発信者がいるような場合の受皿をどう考えるのが問題。【垣内構成員・第6回】
- 現行制度では、発信者への意見照会の要否の判断はプロバイダが行うことになっているが、新しい制度の設計に当たっては、意見照会を裁判所が行う制度にすることも考えられる。制度設計に際しては、意見照会の要否をプロバイダが判断したほうがよいのか、それとも裁判所に判断させたほうがよいのかという点についても考慮すべき。【栗田構成員・第6回】
- 事実上、アクセスプロバイダを介さなければいけないかもしれないが、アクセスプロバイダに意見照会の義務を課すのではなく、裁判所が発信者に対して意見照会をする手続も考えてよいのではないか。他の法令等においては、当事者以外の者に対し意見を徴するという手続の例がある。【栗田構成員・第6回】
- 裁判所の判断によって、プロバイダを介して意見照会を行う方法を考えてもよいのではないか（JAIPA説明にあった意見聴取の嘱託といった制度）。その際に、裁判所から意見照会が行われる事例を、例えば開示命令を発令する際には意見聴取を必要なものとして手続保障を一定程度確保しながら、そのほかの場合であっても必要に応じて意見徴収をできるというような方法にすれば、現状のようにプロバイダから全件意見照会されるという事例よりも限定することができて、萎縮効果という点にも一定の配慮ができるのではないか。このような制度設計にすると、プロバイダではなく裁判所が照会する形になるので、発信者の意見が裁判所に届けられるルールが確保され、手続的保障としてはより望ましいのではないか。【栗田構成員・第7回】
- 例えば、裁判所が開示命令を発令する際には、事前にプロバイダに対する意見聴取の嘱託等の方法で発信者の意見を照会することを必要としつつ、その他の場合には裁判所の判断やプロバイダの自主的な取組みとして発信者の意見照会を行い得る枠組みとすれば、発信者への萎縮効果やプロバイダの負担を軽減することができないか。この場合には、現行法4条2項の意見聴取の義務を廃止することも考えられる。【栗田構成員・第7回後意見】
- もし発信者が直接関与することになった場合、裁判所から直接連絡が行く場合には、発信者への心理的負担や萎縮効果が生じるおそれが高いという指摘はそのとおりと思う。そのため、いきなり発信者に対して連絡が行くというより、現行のプロバイダから意見照会を行い、特にその手続の関与を強く望む発信者については、更に保護を厚くしていくというような段階的な行動を取ったほうがよいかもしれない。その場合、自分にとって不利益になるような行動、例えば匿名性を自ら暴露してしまうのが問題になり得るが、どういった行動をとるかは発信者にまかせてもよいのではないか。【前田構成員・第7回】
- 萎縮効果というのは、個別事案で発信者が自分の防御ができなくなってしまうような萎縮ではなくて、匿名表現そのものに別に権利侵害の明白性などがないようなケースにおいて、そもそも批判的な評価とか言動といったものが言いつらくなってしまうということが萎縮効果ではないかと思う。【大谷構成員・第7回】
- 裁判所からの意見照会について、4条2項の意見聴取義務を存置した上で、これに加えて裁判所がプロバイダを介して、かつ、必要的に行うという制度が考えられるのではないか。具体的には、①開示命令の発令に際して裁判所が必要的に意見照会する、②そのほか必要と認めた場合に裁判所が任意的に意見照会する、③プロバイダが意見聴取義務に従って意見聴取をするという3つのルートで発信者の意見が裁判所に提出される制度が想定される。【栗田構成員・第8回】
- 書面による意見照会については、発信者の氏名住所等と意見の内容とを別の用紙に記載し、後者のみを開示するような手続を設けることによって、匿名のままで意見を裁判所に提出することが可能ではないか。【栗田構成員・第8回】

これまでの主な意見（続き）**<裁判所による発信者への通知・意見照会（続き）>**

- 現在のプロバイダの意見照会義務を残した上で、開示命令を行うのであれば必要的に裁判所によるプロバイダに意見照会というのはいり得るのではないかと思う。発信者の権利保護に関しては、弁護士を立てて争ったり、自ら費用を負担して訴訟手続に移行できるから問題ないという意見があったが、弁護士を立てて争う覚悟がなければ、インターネット上で軽々に情報を発信できないということになりかねない。発信者が手続において争えるかどうかという問題とは別に、応訴負担が生じるおそれがあることが表現の自由に対する萎縮効果を生じるのではないかという点は、また別に論じるべきではないかと思う。また、プロバイダの中には零細事業者やスタートアップもあり、誠実に対応できない場合もあるので制度的に措置しておくべきと思う。【栗田構成員・第8回】
- 意見照会は現状のプロバイダによる意見照会に代えるわけではなく、加えて裁判所による意見照会が行われるべきと思う。プロバイダを介さず、発信者が直接裁判所にだすのがよいのではないかと思っている。また、開示・不開示いずれの判断の場合も理由を示してほしい。【若江構成員・第8回】
- ✓ 「発信者が裁判手続に関与することを可能とするような措置」については、慎重な検討が必要。仮に、申立等の受理後に無条件に発信者に対して裁判所から通知がなされたり、発信者の出頭が求められたりする形となれば、それだけでも発信者にとっては心理的な負担となり、手続濫用のおそれが生じると同時に匿名表現を萎縮させることとなる。【一般社団法人MyDataJapan 公共政策委員会 意見募集】

<裁判所の後見的配慮>

- 手続主体としての関与では発信者の権利利益の保護が難しい場合、ほかの方法でこの点を手続に反映させることができないかということが問題になる。発信者情報開示については従来、訴訟あるいは仮処分で行ってきたところ、新しい手続を考える際、決定手続とはいっても非訟事件なのかどうかというのは検討の余地がある問題だと考えている。ただし、発信者の権利利益の保護という観点からすると、発信者自らが実質的には非常に利害関係を持っているにもかかわらず、手続主体としては出てこられないため、発信者の権利利益について裁判所が後見的に配慮するというような観点から、裁判所の職権性が強い非訟事件手続のほうが適切であるという考慮もあり得るのではないか。【垣内構成員・第6回】

骨子

<開示要件>

- 新たな手続における発信者情報の開示命令に関して、どのような要件とすることが適当か。
- 円滑な被害者救済を図る観点から、現行プロバイダ責任制限法第4条第1項に定める発信者情報開示請求権の開示要件（「権利侵害の明白性」の要件）について、より緩やかなものにすべきとの考え方がある一方で、適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多くの構成員からあったことも踏まえ、現行の要件を維持することが適当ではないか。

<開示判断に係る事例の蓄積>

- 非訟手続の場合、原則として非公開で行われるため、開示可否に関する論点の蓄積が図られない可能性があるとの指摘がある。
- この点、①請求権を存置しこれに「加えて」非訟手続を新たに設ける場合には、争訟性の高い事案は公開の訴訟手続に移行し、問題となった争点についての裁判例の蓄積が図られること、②非訟事件における裁判例であっても、重要な法律上の論点を含むものについては判例雑誌等で公表される場合もあること、③事案によって裁判所の判断で決定の詳細な理由が示される場合もある点に留意が必要ではないか。
- これらを踏まえ、後述の裁判外（任意）開示においてプロバイダが円滑に開示可否の判断を行うことを可能とすること等を目的に、事業者団体及びプロバイダを中心に、関係者間で新たな手続においても開示可否に関する事例の蓄積を図っていくことが望ましいと考えるが、どうか。

これまでの主な意見

- プロ責法の中に権利侵害の明白性要件が規定されているのは、被害者と発信者の両側の利益を考慮した結果だと思うので、その意味で今後の自由な発言や投稿のことを考えれば、軽々と要件を緩和することには賛成できない。【上沼構成員・第2回】
- 公益に関わることについて、自身に不利益を生じることを恐れて声を上げにくい等の問題が一般に見られているが、企業や個人の社会的評価の低下につながる情報等が発言されることが健全な社会のありようだと思うので、開示関係役務提供者の対応はまちまちであるが、権利侵害の明白性という要件は堅持すべき。プロ責法第3条は、削除の要件について第4条よりも比較的緩やかな要件になっているが、第3条と第4条の区別をつけた立法趣旨は昨今の状況を踏まえても特に変わっていないのではないか。【大谷構成員・第2回】
- 権利侵害の明白性要件の緩和については、解釈論と立法論とを区別して論じる必要がある。とりわけ、立法論として要件を緩和する場合には、開示手続の円滑化にとどまらず、これまで開示を認めるべきではないと判断されていた事例でも開示を認めることになる可能性がある点に留意すべきである。【栗田構成員・第2回】
- 権利侵害の明白性の解釈についても、表現の匿名性の価値を高く評価し、一方の紛争当事者が欠ける中で審理することの難しさを配慮して名誉毀損の成立要件よりも厳しいハードルが課されていると思うので、その考え方を維持すべき。【若江構成員・第3回】
- 実務の現場で権利侵害の明白性の要件を緩めたほうが良いという話は聞いたことがないため、権利侵害の明白性の要件の緩和について、極めて慎重に検討すべきという形で整理をしておいたほうがよい。【北澤構成員・第4回】
- 「匿名表現の自由と通信の秘密の保障レベルを下げないようにすること」及び「非訟手続を創設するために、現行法で、認められているプロバイダ責任制限法4条1項に基づく開示請求権がなくなってしまうと、今より任意開示が減ってしまって、かえって被害者の保護に欠けること」についての議論がされないまま制度設計を先に進めてしまうことについて強く懸念している。新たな裁判手続の創設を既定のものとするのではなく、前記2点に関して問題が生じた際には、再度の見直しも含め、当研究会その他のしかるべき検討会において再度の検討を行うことが必要。【北澤構成員・第4回】
- ✓ 要件の緩和によって、不法行為とならない匿名表現を行った者の発信者情報が開示されることはあってはならない。【エンターテインメント表現の自由の会 意見募集】

骨子

- 新たな裁判手続の創設に当たって、手続の悪用・濫用（いわゆるスラップ裁判（訴訟））も増える可能性があることから、それを防止するための方策として、どのようなものが考えられるか。
- 例えば、前述のとおり、請求権を残して非訟手続と訴訟手続を併存させる場合には、非訟手続であっても、異議がなく開示可否が確定した場合には既判力が生じ、濫用的な蒸し返しが防止できると考えられるが、どうか。
- 他方で、蒸し返しの防止以外にも、一部の者による手続の濫用防止のための仕組みを設けることで、過度に制度の使いやすさを制約してしまう場合には、被害者救済の観点から問題とならないか。
- 開示請求の濫用の場合には、プロバイダが発信者に意見照会を行うことで、発信者への心理的負担や萎縮効果が生じる可能性があることから、開示請求の濫用であり意見照会が不要と考えられる場合の事例の積み重ねが今後の制度運用の中で行われ、対応が図られていくことが望ましいのではないか。

これまでの主な意見

- 新たな裁判手続をつくる時に決定手続の取下げの要件をどうするかということについては、慎重に検討する必要がある。【垣内構成員・第3回】
- 決定手続の場合、既判力は発生しないものの、一度は開示請求を棄却されたにも関わらず無条件にもう一度開示請求をすることはできないという認識が民事訴訟学の分野では一般化していると思うが、その点についてはなお検討する必要がある。【垣内構成員・第3回】
- 新たな制度を検討するのであれば、発信者の手続保障について、悪用対策やスラップ訴訟対策といった運用レベルではなくて、法制度の中で確実にカバーできることが大前提である。【北澤構成員・第3回】
- 新たな裁判手続について決定手続で検討する場合、発信者が裁判に巻き込まれて応訴しても勝訴しそうなタイミングで同意なく取り下げられ、法的にはもう一度開示請求がされる立場のままという非常に不安定な地位になってしまうおそれがあるので、既判力が発生するののかという点については考慮すべき。【北澤構成員・第3回】
- 発信者情報開示制度の悪用については、匿名表現を脅かすというよりは、どんな制度であっても悪用する人達がいる、という一般論の問題だと思う。発信者情報開示制度の悪用、という場合には、まさに、発信者情報開示請求制度の問題なのか、制度の悪用一般の問題なのか分けて考えたほうがよい。【上沼構成員・第4回】
- 濫訴・スラップ訴訟の防止策については妙案がないが、一般の濫訴や不当提訴の場合と同様、不当性の強い申立ての場合には申立権濫用として却下する、場合によってはプロバイダ側から弁護士費用などの対応費用について損害賠償請求を認める、といったことはこの場合でも考えられる。【垣内構成員・第8回】

これまでの主な意見（続き）

- 意見募集において制度の濫用による表現の萎縮を懸念する声が多い。今後の制度作りでは特に留意する必要がある。【若江構成員・第5回】
- 現行制度でも意見照会自体で表現の萎縮が発生している一方、意見照会というプロセスは必須だと思う。今までは請求者側の弁護士が節度を持って実務を行ってきた、性善説に基づいた制度だったと思うが、意見照会による表現の萎縮を濫用されないようにすることは、制度設計に当たって気をつけないといけない。非訟手続の場合、請求者側にとってノーリスクで請求できてしまうため、取下げや蒸し返しなどの濫用をどう防ぐのかは注意しなければならない。恐らく信義則等で対応ができるんだろうと思うが、あくまで信義則は例外であり、制度としては蒸し返しを許すことになってしまう。【北澤構成員・第6回】
- 手続の濫用の防止に関して、手続上のアクセスが容易になることで濫用の可能性が増えるというのは、確かに抽象論としてはあり得るが、例外的な濫用の可能性を考え過ぎて、アクセス自体のハードルを上げるというのは賛成できない。仮に非訟事件にすると蒸し返しが可能であるという点に関しては、プロバイダから濫用的な申立てであるという旨の主張をしていただくことにならざるを得ないのではないか。意見照会が濫用的に使われているという問題については、現状であっても、必要がなければ意見照会はずしも行わなくてよいということになっているので、明らかに濫用的な申立てだと思えば、意見照会の必要はないため、そこまで気にしなくてもよいのではないか。【上沼構成員・第6回】
- 現在でも仮処分は訴訟ではないので、理論的には既判力によって再訴や再度の申立てが遮断されることにならないが、その上でどの程度蒸し返しがあるのかといった実情も勘案する必要がある。【垣内構成員・第6回】
- 濫用の問題については、現行制度で実際に問題が起きている以上、新たな制度論の中でもある程度注意しないとイケないと考えている。意見照会が萎縮になる問題については、今の逐条解説でも要件を満たさないときは意見照会しなくてもいいという記載があるが、この判断をするのが非常に難しく、例えば仮に開示となった場合に、発信者からなぜ意見照会してくれなかったのかと言われた場合に、どういうリスクあるのかという問題があり、実務上難しい。【北澤構成員・第6回】
- 実際、現行の仮処分で蒸し返しがそれほど起きていないのは、ログの保存期間の問題により、蒸し返しても、時間が経つと情報が消えてしまっているため、あまり意味がないという実情があるためだと考えている。ただし、今後、新制度になると、最終的な開示の対象になるアクセスプロバイダが保有する契約者情報は、この手続が終わった瞬間にタイミングよく解約して情報が消えるというわけではないため、ある程度蒸し返しのメリットが出てきてしまうことを懸念している。【北澤構成員・第6回】
- 現在の第4条第3項の「発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉または生活の平穩を害する行員をしてはならない」などを参考に、「みだりに制度をつかうな」という趣旨を盛り込んでどうか。裁判所も乱用的な申立てを退けやすくなり、プロバイダ側も不法行為として訴えやすくなるのではないかと。【若江構成員・第7回後意見】
- ✓ 手続濫用の防止については、プロバイダにて実施する発信者情報の保有確認の手間を避けるという観点から、ログ保存前の段階にて適切な範囲を超えた要求をする手続きを防止するような仕組みとすることを要望する。【株式会社 NTTドコモ 意見募集】

骨子

- 「現在の主要なSNSはその多くが海外のコンテンツプロバイダによって提供されているサービスであることから、本中間とりまとめにおいて行っている発信者情報開示に関する制度設計の具体的な検討に当たっては、海外のプロバイダに対してどのようにルールを適用・執行するかという視点が不可欠である。
- 新たな裁判手続に関しては、裁判所による命令とすることによって、決定の実効性を確保することが適当ではないか。
- 特に、発信者の提供命令においてコンテンツプロバイダがアクセスプロバイダの特定主体となる場合には、大手海外コンテンツプロバイダも参加する形で、プロバイダや有識者が協力して発信者の特定手法についてのノウハウ共有を行う場を形成することが必要ではないか。
- 現行の仮処分によるコンテンツプロバイダへの開示手続と類似の簡易な方法による迅速な海外への伝達が可能な仕組みとすることが適当ではないか。この点、開示判断を訴訟手続で行うこととすると、海外コンテンツプロバイダに対する送達が必要となり時間を要するものの、非訟手続による場合、申立書の送付など簡易な仕組みとすることが可能ではないか。

これまでの主な意見

- 現在問題となっているSNSのほとんどは海外事業者のサービスであり、制度設計をするに当たっては、常に海外事業者に対してどうルールを適用・執行するかという視点が不可欠。【北澤構成員・第2回】
- 被害者を秘密にしたまま発信者情報の特定に資する情報を保全するという仕組みについては、海外事業者の協力をどのように得るかという課題があるが、海外事業者の協力が得られるようであれば、かなり実現性が高い方法ではないかと思う。【大谷構成員・第3回】
- 海外事業者への訴訟の送達の問題について、新たな裁判手続が決定手続であるとすれば、申立書の写しの送付といった訴状の送達よりは簡易な手続が想定されるので、現在の保全と似たような形での処理ができるのではないか。【垣内構成員・第3回】
- 海外事業者への対応に関して、第一段階が決定手続である限りは、決定手続における申立書の送付等について、送達ではない、より簡易な方法によるという可能性は訴訟の場合と違って残ると思うので、そういう面では実体法上の請求権を残すかどうかというのと、直ちには結びつかない。【垣内構成員・第6回】
- 海外事業者の送達の問題について、請求権を残す構成にすると、最終的な開示命令では送達が必要だが、ログの消去禁止の命令については、告知で済む形にしても問題がなく、ログ保存については迅速に問題が解決するのではないか。【若江構成員・第6回】
- 海外事業者への対応に関して、非訟手続にすることによって今よりも楽にはなるが、例えそうだとしても、海外事業者が日本で日本向けにサービスを提供しているときに、海外事業者に対する請求にだけハードルを上げていいのかという問題が残るため、その点は引き続き議論の必要がある。【上沼構成員・第6回】
- 外国事業者への送達の迅速化を実現するために非訟手続をベースとしたアレンジを行うこととしているが、送達は送達として実施するとして、その前に送達を予告する情報の通知を裁判所が発信する仕組みなどを検討する余地はないか。【大谷構成員・第6回後意見】
- 海外送達に時間がかかりログが失われるという問題を解決するために非訟手続とすることには大きな意義がある。他方、健全な匿名表現に対する濫用的な開示請求がなされた場合に備えて、発信者の匿名性を保護するためにどのような手段が用意されているのかを手続の各段階（任意開示の求めがあった段階、非訟手続の申立てがなされた時点、非訟手続の途中経過、異議申立てのチャンス、プロバイダと利益が相反したときに利用できる手続、弁護士会・法テラス等による援助等）に応じて、整理し、説明し、発信者が利用できる環境をあわせて整えることが必要だと思われる。このような環境整備によって、発信者の権利利益保護のために過度に複雑な制度設計を行うこと（被害者が正当に発信者情報の開示を受けることができる機会を減らすことにもつながる）を回避できるものとする。【大谷構成員・第8回後意見】
- ✓ 海外のプロバイダに対する発信者情報開示請求においては、日本における仮処分や判決がより迅速に海外で実行されるような仕組みを導入いただくことを強く希望する。【株式会社KADOKAWA 意見募集】
- ✓ 海外事業者に対して発信者情報開示請求手続を行うために一般的に長い期間を要することは、翻訳の手間や、国際礼讓、司法管轄権の抵触の回避といった観点からして必然的にやむを得ず生じる現象であるため、当該事項のみを新しい裁判手続を導入する根拠にするのは不適切。そのため、新しい裁判手続の導入可否と、海外事業者に対する発信者情報開示請求手続は分けて議論されるべき。海外事業者に対する発信者情報開示請求手続に unnecessaryな時間がかかっているかなどの具体的な立法事実の確認を踏まえつつ、新たな裁判手続によって海外事業者に対して発信者情報開示請求手続を実施し得ることとした場合、海外事業者に過度な負担を課すことにならないかという観点も留意しつつ、実効性のある方法を検討すべき。【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構 意見募集】

骨子

- 現在は請求権構成に基づき裁判外での開示請求も可能であるところ、新たな裁判手続を創設するに当たって、裁判外開示を可能とする制度上の仕組みを維持すべきではないか。
- 現在裁判外で開示されているものは、意見照会で発信者の同意が得られた場合や、著作権侵害など形式的に権利侵害が判断しやすいものなど、限定的になっているという指摘がある。
- 裁判外での開示が円滑になされるために、権利侵害が明らかである場合には、プロバイダが迷うことなく開示の判断を行いやすくする観点から、例えば、要件該当性の判断に資するために、プロバイダにアドバイスを行う民間相談機関の充実や裁判手続において要件に該当すると判断された事例等をガイドラインへの集積するなどの取り組みが有効であると考えられるのではないか。

これまでの主な意見

- 任意開示について、開示したプロバイダが免責を受けられるかどうかという点が大きな問題。【北條構成員・第6回】
- テレコムサービス協会の発信者情報開示のガイドラインで裁判例は蓄積されており、詳細なものになっているが、あれではまだ足りないのか。【上沼構成員・第8回】
- ✓ 新たな裁判手続の創設にあたっては、裁判外開示の促進を前提とした制度設計や運用がなされるべき。非訟事件であっても裁判手続を経ることに変わりはなく、経済的負担という点で被害者のメリットは少ない。【株式会社KADOKAWA 意見募集】
- ✓ SIAの取り組みとしてどういった役割で任意開示に関与できると考えている。例えば、裁判例としてどういったものが開示されているのかといったことを誹謗中傷に限ってガイドライン化できないかと考えている。どういった形となるかわからないが、任意開示促進のための議論をしているのは事実。【ヤフー株式会社・第8回】
- ✓ 任意開示は件数としては多くないが、一定程度行っている。できる限り任意開示を進めたいと考えており、実務者間で検討しているので取り組みが進めばと思っている。テレサ協ガイドラインで裁判例の集積はあり、これが足りているか足りていないかは今後議論が必要かと思っている。テレサ協も検討会に呼んでおり、ガイドラインが足りないのかも含めテレサ協会と協力して任意開示について検討していきたいと考えている。【ヤフー株式会社・第8回】
- ✓ コンテンツパトロールなどで、なるべく開示スキームにいく前に収めたいと思っている。開示できるケースについてガイドラインは助けになると思う。【LINE・第8回】